

令和元年第2回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和元年6月5日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月5日 午前10時10分開会
4. 応招議員

1番 下 中 一 平	2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史	4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平	6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏	8番 薮 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦	10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則	総合政策参事 上 林 勝 則
総 務 参 事 奥 出 亘	マスターズ参事 岡 本 克 也
文化観光参事 宮 本 憲 一	暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘	教 育 次 長 北 谷 隆 範
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 小 西 修 司	主 査 中 出 敬 子
-------------	-------------
10. 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	議長の諸報告について
日程4 報第3号	平成30年度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程5 報第4号	平成30年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程 6	報第 5 号	平成 3 0 年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について
日程 7	報第 6 号	令和元年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について
日程 8	承第 1 号	吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 9	承第 2 号	半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 10	承第 3 号	吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 11	承第 4 号	吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程 12	議第 24 号	吉野町子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて
日程 13	議第 25 号	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正することについて
日程 14	議第 26 号	吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
日程 15	議第 27 号	令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 1 号について
日程 16	議第 28 号	令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について
日程 17		要 望 等
日程 18		一 般 質 問（別紙のとおり）

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

山本議長

ただいまの出席議員総数は 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第 2 回吉野町議会定例会を開会をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程 1 会議録署名議員の指名について。

会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。

4 番 中井章太議員、5 番 上滝義平議員を指名をいたします。

日程 2 会期の決定についてお諮りします。

本定例会は本日より 12 日までの 8 日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日より 12 日までの 8 日間に決定をいたしました。

開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。北岡町長。

北岡町長

開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

まずは令和元年第 2 回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和という年号に変わりましたはじめての本会議でございます。

ビューティフルハーモニーと言われておりますが、年号が変わりまして我々も新たな気分で、清々しい気分で、気分を一新して行政に取り組みたいを思っております。どうぞご協力よろしくお願い申し上げます。

さて本定例会でございますが、私どもから提案いたしますのは 4 件の報告案件、4 件の専決処分の承認を求める承認案件、3 件の条例等の一部を改正する案件、そして 2 件の一般会計、あるいは特別会計の補正予算案でございます。慎重審議よろしくお願い申し上げます。

この機会に 3 月定例会以降の行政報告をさせていただきます。大変たくさんご

ざいますので主なものを申し上げます。

まずは、3月15日中荘温泉内覧会ということで議員の皆様方にも見ていただきました。4月1日にオープンいたしましたが中荘温泉が生まれ変わったところでございます。なかなかいい滑り出しをしているようでございますが、皆様方のご利用を改めてお願い申し上げます。

16日「Vision」御礼上映会を開催させていただきました。皆様方ご存知のとおり河瀬監督の「Vision」の上映会を改めて地元でさせていただきました。大ヒットとはいきませんでしたけれども、この「Vision」が与えてくれました影響というのは計り知れないものがございます。森の魅力、吉野の魅力を全世界にアピールできる本当に良い映画を創っていただきました。この機会につながり住民という形で河瀬監督、永瀬さんをつながり住民として登録させていただいたところでございます。

めくっていただきまして、3月22日中龍門地区自治協議会設立総会、国栖、中荘、上市に次いで中龍門地区で自治協議会を作っていただきました。これはその前から防災に関してあるいは有害鳥獣に関しての取り組みをされておられましたのでスムーズに立ち上がったと聞いてございます。自治協議会の益々のご活躍を期待するところでございます。

25日から28日にかけて吉野中学校ベトナムヴァンラン中等学校との交流ということで昨年4月にこのヴァンラン中等学校から吉野町に15名の方が来ていただきました。今年3月に我々の方から8名ベトナムに行かせていただきました。ホームステイさせていただいて、本当に貴重な経験をしてきてくれたと思っております。この経験がそれぞれの本当に、ことになりますことを願うところでございます。

とばしまして、4月14日吉野フェスタ、これは例年、吉野のさくらを守る会読売新聞提唱でやってございましたが、本年よりは、その守る会が吉野山保勝会の方に移りましたので、初めての開催でございました。今年は、本当に良いお天気の下、桜が咲いている中での開催でございました。

5月3日千股運動会、これも例年の運動会でございますが、今回が59回目ということで来年60回を迎えるということで本当に今でこそ見なくなりました懐

かしい運動会をそのままやっていただいて本当に良い名物になっているなど、これぜひ続けていただきたいものだと思っております。

5月13日高齢者運転免許自主返納新事業に関する協定調印式でございます。

これは皆様方ご存知のとおり、高齢者による事故が多発しておりまして、自主返納を促す催しでございます。前回の一般質問で議員さんの方からいただきまして予算措置もいらないのではないかというご提案をいただきましたので早速取り組みをさせていただきました。春の交通安全運動の間にこの協定調印式を結ぶことができました。高齢者の方で免許証を自主返納していただきますとスマイルバスの回数券をお渡しするという制度でございます。

続きまして、17日市町村長の災害対応強化のための研修ということで、今年度から始まりまして1回20名、この5月には7回ぐらい行われました。東京の方で、市町村長がどう対応するかという研修をさせていただきました。指導員の方と1対1での面談とか、どう対応するかということを勉強させていただきました。改めて、普段でも災害に対して避難情報を出したり、あるいは避難指示だと、避難指示まで出しておりませんが、そこまでぐらひはしてありますが、その先の本当に起こったときはどうなるかとか、マスコミ対応どうするかとかあるいは自衛隊や消防庁に協力どう要請するかとか、そんなことも含めて貴重な体験をさせていただきました。

続きまして、5月25日還暦同窓会、これは年度またがって開催していただきました。もう11回目になりました。本当に喜んでいただいておりますので今後益々続けて行きたいなと思っております。

続きまして、28日令和元年度全国簡易水道大会、これが今年は奈良で行われました。かつて、これの副会長とさせていただきましたが、上水道と統合したところで役を外れておりますが、この会には参加しております。水道のテーマは上水、簡水の統合から今は、広域でどう維持していくかというテーマに変わっております。我々も大きなテーマとして捉えているところでございます。

続きまして、6月1日ミツバチ巣箱作り体験というのがございます。これはビーフォレストというNPO法人が日本ミツバチを増やそうと、広葉樹林帯を元気にさせる、これは日本ミツバチを再生することだということから地道な運動をされ

ておりました。これは西谷の方の地でやらせていただきました。我々も山のことは非常に課題でございまして、針葉樹だけでなくこれから広葉樹もどうやっていくかというなかでも、そういうことを補足するするためにもいい催しだなと思っているところでございます。

以上、とばしましたが行政報告とさせていただきます。改めまして慎重審議をお願い申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山本議長

ありがとうございました。

日程 3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第 128 条第 1 項ただし書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程 4 報第 3 号「平成 30 度吉野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

失礼します。

報第 3 号につきまして、説明させていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、平成 30 年度吉野町一般会計繰越明許費の繰越計算書でございます。

第 2 款の「総務費」の第 3 項「情報管理費」の「電算管理事業」で 129 万 6 千円から、第 9 款の「教育費」の「社会教育費」「文化財保存事業」で 5,500 万円計全 8 事業で 2 億 4,592 万 7 千円の繰越を行うものでございます。

なお、財源内訳につきましては、国庫支出金 6,606 万 8 千円、県支出金 749 万 9 千円、町債が 1 億 6,320 万円、その他地元負担金等でございますが、350 万円、一般財源 566 万円となっております。

	以上でございます。よろしくお願いします。
山本議長	質疑を求めます。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程 5 報第 4 号「平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。奥田参事。
奥田暮らし環境参事	報第 4 号についてご報告申し上げます。 1 枚めくっていただきまして、平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を御覧いただきたいと思います。 まず、第 1 款「下水道事業費」第 1 項「下水道事業費」事業名「公共下水道建設事業」翌年度に繰越す額としまして、1,700 万円財源の内訳は国庫補助金 780 万円、町債 780 万円、その他 140 万円、一般会計からの繰入でございます。 以上でございます。よろしくお願いします。
山本議長	質疑を求めます。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程 6 報第 5 号「平成 30 年度吉野町土地開発公社決算及び事業報告について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出参事。
奥出総務参事	報第 5 号 「平成 30 年度吉野町土地開発公社決算書及び事業報告書」について説明申し上げます。

1 ページ、2 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収支及び支出でございますが、収入については事業外収益で 500 円でございます。また支出についてはございませんでした。

また、2 ページになります。資本的収入及び支出でございますが、収入については0、支出につきましては公有地財産取得事業費として2万6,118 円。これにつきましては、土地開発基金の借入金の利息支払でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2万6,118 円につきましては、過年度内部留保資金で補てんしたものでございます。

それから7 ページを御覧いただきたいと思います。30 年度の吉野町土地開発公社事業報告でございます。総括事業としまして本年度事業については、積極的な公用地取得がなく平常業務に終始したというところでございまして、公有用地の増減等はございませんでした。また、一番下になります借入金につきましても8,730 万円と増減等はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程7 報第6号「令和元年度吉野町土地開発公社予算及び事業計画・資金計画について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。
奥出参事。

奥出総務
参事

失礼します。

報第6号 「令和元年度吉野町土地開発公社予算書」につきまして説明申し上げます。

1 枚めくっていただきたいと思います。

まず、第2条で収益的収入及び支出でございますがいずれも、42 万円と定めるものでございます。

また、第3条につきましては資本的収入及び支出でございます。

資本的収入が1,100万円、資本的支出が1,105万4千円ということで、この資本的収入が資本的支出に不足する額5万4千円につきましては過年度内部留保資金で補てんするというものでございます。

また、第4条で長期借入金の限度額を定めております1,100万円と設定しております。なお、令和元年度につきましては、現在のところ土地開発公社で公用地購入の予定はございませんが、購入に備えての予算とということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程8 承第1号「吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

失礼します。

承第1号について、ご説明申し上げます。

今回この条例改正につきましては、「吉野町税条例等」という表現でございますが、3つの条例を改正させていただいております。

1つ目は「吉野町税条例」また、2つ目は「吉野町税条例の一部を改正する条例」の「29年度施行分」と「30年度施行分」の3つの条例を改正させていただいたものでございます。

改正の内容の概要についてご説明申し上げます。

まず、個人住民税関係の改正につきましては、いわゆる「ふるさと納税」の法改正に伴う改正でございます。寄附金の募集を適正に実施する団体を対象とされ

るところの改正がございました。また２点目としまして、いわゆる住宅ローン減税の期間を３年間延長するものでございます。また、軽自動車税につきましてはグリーン化特例の期間を２年間延長するということでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

山本議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

お諮りします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程９ 承第２号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

失礼します。

承第２号について、ご説明申し上げます。

改正内容につきましては、半島振興法第１７条の地方税法の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正によりまして計画等の名称が改正されたものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思いますと思いますが、なかほどにございます従来「産業振興促進計画」と言っていたものが、「当該認定産業振興促進計画」というふうに改正されております。そのほかにつきましては、字句等の訂正でございます。

よろしくお願いします。

山本議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

(「 意 見 な し」 の声あり)

お諮りします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 10 承第 3 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

失礼いたします。

承第 3 号につきまして、説明をさせていただきます。

吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、専決処分をさせていただきますものでございます。

改正の概要につきましては、大きく 2 点ございます。

まず第 1 点目でございますが、課税限度額を引き上げるというものでございます。高齢化の進展等によりまして、医療給付費等が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況につきまして、必要な保険税収入を確保しようとするものでございます。保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るという観点から基礎賦課、課税限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げるとしたものでございます。

次に 2 点目でございます、軽減判定所得の見直しでございます。

国民健康保険税は保険税負担能力が特に不足をしている被保険者を救済するため世帯の所得が一定額以下の場合には応益割りにかかる保険税につきまして原則として 7 割、5 割、2 割の軽減を行っております。こうした低所得者に対す

る軽減措置につきましては、平成 26 年度から連続で拡充をされてきているところでありますけれども平成 31 年度におきましても経済動向等を踏まえ 5 割軽減と 2 割軽減基準の軽減判定所得について改正を行うということとしたものでございます。具体的には 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 27 万 5 千円から 28 万円に、また 2 割軽減の対象となる世帯につきましては、50 万円から 51 万円に、それぞれ引き上げることとしたものでございます。

以上よろしく願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

お諮りします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 11 承第 4 号「吉野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

失礼いたします。

承第 4 号につきまして説明をさせていただきます。

吉野町介護保険条例の一部を改正することにつきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要につきましては、10 月から消費税 10 パーセントへの増税に伴いまして低所得者に対しての介護保険料を引き下げるものでございます。

具体的には 9 段階ある所得段階のうち世帯全員が住民税非課税の方、すなわち第 1 段階から第 3 段階の方の保険料の引き下げを行ったものでございます。

第1段階の方3万2,940円から2万7,450円へ、また第2段階の方は5万4,900円から4万5,750円へ第3段階の方、同じく5万4,900円から5万3,070円へそれぞれ引き下げたものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

意見を求めます。

お諮りします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程12 議第24号「吉野町子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

失礼いたします。

議第24号について、ご説明を申し上げます。

今回の条例の一部の改正は、提案の理由にもありますように奈良県の福祉医療費助成制度が改正されたことに伴います吉野町におけます関係条例の一部改正にございます。福祉医療制度につきましては県の制度に基づいて吉野町の条例を定めているわけでございますが、今回関係する条例は3本ございます。

1つ目が「吉野町子ども医療費助成条例」、2つ目が「吉野町心身障害者医療費助成条例」、最後に3つ目ですが「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例」でございます。

これらの3本の条例について一部を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、関係する3本の条例の対象者である未就学児に対する医療費助成が県内受信に限りまして支給方法が従来の「自動償還方式」から

「現物給付方式」に変更されるというものでございます。

新旧対照表の方を御覧をいただきたいというふうに思います。

丸1番の「吉野町子ども医療費助成条例の一部改正」の方で見いただきますと第1条の2で未就学児の定義についての条文の追加でありましたり、あるいはまた審査支払期間の定義についての条文の追加を行っております。

第3条の2の方では、現物給付方式導入に伴います医療費助成の方法についての条文の方の追加でございます。

あと準則に合わせた条文の追加でありましたり、条文追加に伴います条番号の繰り下げでございます。あと関係する残りの2つの条例につきましても、ほぼ同様の部分で改正をしてございます。

なお、条例の施行は令和元年8月1日でございます。

以上ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 25 号「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。小泉参事。

小 泉 住
民・福祉
参事

失礼いたします。

議第25号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、提案理由にもありますように、災害弔慰金の支給等

に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う関係条例の一部改正でございます。

改正の概要ですが、大きく2点ございます。

まず1点目でございますが、災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となったことからより被災者のニーズに応じた貸付を実施できますように3パーセントの利率を無利子としたものでございます。

2点目でございます。災害援護資金については、東日本大震災時の特例によりまして保証人がいない場合であっても貸付が認められたこと等を踏まえ改正例では保証人の項目が削除をされました。よって保証人を付すかどうかにつきましては市町村の判断となったところでございます。吉野町といたしましては、利率と同様こうしたときであるからこそより被災者のニーズに寄り添う形が良いのではないかという政策判断によりまして保証人を不要とする改正案をご提案させていただきました。なお、条例の施行は令和元年7月1日でございます。

以上ご審議の方、宜しくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

お諮りします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 26 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務 参事	失礼します。 議第 26 号についてご説明申し上げます。 1 枚めくっていただきまして、提案理由につきましては今事務局朗読したように定数に見合った定員にするというところでございますが、新旧対照表を御覧いただきますと第 2 条の団員の定数につきまして 405 名を 385 名とするものでございます。これにつきましては、現在の実団員数が 379 名、4 月 10 日現在でございます。それと年度内の異動等を見込みまして各地区 1 名の 6 名を追加した 385 名と定めるものでございます。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
山本議長	質疑を求めます。 お諮りします。本案を総務委員会に付託いたしたくと思いますが、異議ございませんか。 （ 「異 議 な し」 の声あり ） 異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。 日程 15 議第 27 号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 1 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出参事。
奥出総務 参事	失礼します。 令和元年度一般会計補正予算書第 1 号につきましてご説明申し上げます。 1 枚めくっていただきたいと思います。 第 1 条におきまして規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 千 605 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 6 千 905 万 2 千円とするものでございます。また、第 2 条におきましては、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は第 2 表、地方債補正によるというところでございます。6 ページをお開きください。今申し上げました第 2 表の地方債補

正でございます。変更ということで起債の目的が公共交通活性化対策につきまして限度額を4千110万円から690万円追加し、4千800万円とするものでございます。歳入歳出の概要についてご説明申し上げます。

14、15 ページをお願いします。まず歳入でございますが、14 款の国庫支出金につきましては、企画費補助金としまして地方創生推進交付金 187 万円でございます。また、19 款の繰越金につきましては平成 30 年度からの繰越金としてまして今回の補正財源として2千232万2千円でございます。また20 款の諸収入でございますが、3 目の雑入で、総務費雑入としまして保険料が 297 万円、地域活性化センター補助雑入が 199 万円の計 496 万円でございます。また、21 款の町債につきましては、さきほど申し上げましたように 690 万円地域公共交通活性化事業債として過疎対策事業債を追加するものでございます。計歳入3千605万2千円でございます。歳出につきましては、18、19 ページからになります。

1 款の議会費から 9 款の教育費まで職員給与費で 15 個の給与費につきまして補正がございます。これにつきましては、4 月 1 日付けの人事異動による職員配置にあわせたものの増減でございます。それから事業費につきましては、20、21 ページをお願いします。2 款総務費、2 項企画費の 1 目企画総務費の住んでよしの事業でございます。199 万円でございます。委託料等でございます。また、シェアリングエコノミー推進事業としまして 374 万円でございます。3 目の交通対策費でございます。地域公共交通活性化事業としまして 699 万 7 千円地域バスの運行委託料等でございます。ページおくっていただきまして、26、27 ページをお願いします。中段でございます、4 款衛生費、2 項清掃費の 1 目清掃総務費で清掃総務事業におきまして1千155万9千円でございます。これにつきましては、さくら広域衛生組合の負担金等でございます。めくっていただきまして 30、31 ページをお願いします。一番下になります 9 款の教育費、1 項教育総務費の 3 目教育振興費としまして通学バス運行事業 225 万 7 千円の補正でございます。運行委託料でございます。また、1 枚めくっていただきまして、32、33 ページの下段になります 3 目の公民館費で公民館管理運営事業で 297 万円工事請負費でございます。合計3千605万2千円の補正でございます。

ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

山本議長	質疑を求めます。 上滝議員。
上滝議員	何にも質問なかったら寂しいかと思うので、私のほうから歳出の 21 ページ。地域公共交通活性化事業。この中の需要費のなかでスマイルバス燃料費 192 万。こんなん当初からわかつとること違うのかと。あるいは、地域バス運行委託料 507 万 7 千円。これについての説明を簡単をお願いしたい。以上。
山本議長	上林参事
上林総合 政策参事	この補正につきましては、当初相互タクシーさんのほうに委託を予定しておりましたが、1 月に経営破たんされましてその後、奈良交通さんに委託をしております。その際に、燃料費につきましては相互タクシーにつきましては、委託料のほうに含めて委託をしておりましたが、ガソリン車につきましては奈良交通さんは奈良交通社内での給油ができないため、これについて需要費の燃料費で見させていただきました。また、運行委託料につきましては相互さんから奈良交通さんに委託が変更した際の増額となっております。
山本議長	上滝議員。
上滝議員	よくわかりました。ただ、さきほど言うた相互タクシーが運営できなくなったので奈良交通に委託をする。その委託をするって単に委託をするっていうのではなくスマイルバスについて委託してからどう変わったのか簡単に判ったら教えてください。以上。
山本議長	上林参事。
上林総合 政策参事	運行につきましては、当初相互タクシーさんのほうに委託をさせていただいた時より乗務員のほうが減っております。それに伴いまして、3 月の末で公共交通

	協議会にかけましてダイヤの減便とデマンド運行、デマンドタクシーから定時、定路線の運行に変わっております。それに伴う改正を4月1日にして今運行していただいているというところでございます。
山本議長	上滝議員。
上滝議員	ようするに、バスの回数が減ったということですか。 それは色々諸般な事情があるかと思えますけれども、今日私の家のほうに電話があった方が上森百貨店のところから乗った場合は、自由に乗り降りできたところが東吉野村の国道筋の国栖から上森百貨店から東吉野方面に向いてのデマンドバスが乗り降りできないと、これなんで矛盾したことするんど、という苦情の電話がございました。まあ、私は一般質問の中でも実際高齢者率も49.7パーセントであって体の不自由な方が非常に増えてきた。そしていつも言うように0歳から39歳の若者がたったの1,500人やと。そんな中で今後の心配はあるわけですが、今現在足の不自由な方、体の不自由な方、非常に年寄りが困っておる状況の中でそういうサービスをしたってほしいなと思うんですけどもおんなし国道でありながら、乗降が乗り降りできないというようなことではあかんのちゃうんかという思いですけれども今後どうするのか簡単にご説明を願いたい。
山本議長	上林参事。
上林総合 政策参事	それにつきましては、今運行委託者の奈良交通さんとも協議いたしておりました相互タクシーさんのときのデマンド運行と、今の定時、定路線でご迷惑かけている地区に関する自由乗降に関しては改正できないか。6月17日に地域公共交通協議会を予定しておりますのでそこにかかる案件として今、奈良交通さんと協議させていただいているところでございます。
上滝議員	はい。ありがとうございました。以上です。

山本議長	お諮りいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。
	日程 16 議第 28 号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 奥田参事。
奥田暮らし環境参事	議第 28 号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算書第 1 号」について、ご説明申し上げます。 1 枚めくっていただきまして、今回の補正につきましては 4 月 1 日の人事異動に伴う給与費の増額でございます。まず、2 条のほうでは資本的支出の額といたしまして 1 款水道事業費用、1 項営業費用で 29 万円の増額、また 3 条では資本的支出の予定額 1 款資本的支出、1 項建設改良費 60 万円の増額、4 条と致しまして給与費を総額 89 万円の増額ということで 2 千 620 万円に改めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
山本議長	質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） お諮りします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。
山本議長	日程 17 「要望等について」 要望書が 1 件提出されております。

中荘地区自治協議会会長竹田哲三氏より提出されております「中荘地区自治協議会の拠点となる施設の整備についての要望書」についてを議題とし、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

質疑を求めます。

お諮りします。本要望については総務委員会に付託いたしたと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本要望は総務委員会に付託することにいたします。

続いて一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので、再開を11時5分といたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時05分 再開)

山本議長

再開いたします。

日程19 一般質問に入ります。

山本義史議員より出されております

(1) 新吉野町役場庁舎について

の一般質問をお願いいたします。

山本議員

3番、山本義史でございます。

質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。令和になって最初の一般質問ということで、また1番に質問させていただくことを、大変感謝しております。

12月末に災害対策本部機能としての吉野町役場というお話をちょこっとしま

して、その後3月の折には新吉野町役場庁舎についてということで、旧吉野小学校、そして北小学校の跡地も踏まえた考え方を町長にお聞きしたんですけれども、前回の話の中では町民の方々、小学校近辺の方々と一緒に考えていきたいということ、それから今ある役場庁舎を1回潰して建てかえるというのは非常に費用がかかるということ、無駄があるということ、そして吉野小学校を町の活性化の場所、あるいは町長の提案としては吉野小学校跡地に道の駅のようなにぎわいの拠点をつくってはどうかと、役場庁舎にしてはどうかという発言がございました。

財政的にも触れ合いの場所というのは過疎債とかも使うこともできます。また、吉野小学校の跡地、北小学校の跡地を利用するときに周りの町民の方の意見というところでは、上市地区の方々、この現役場の方々の、この後の利用も含めて考えてほしいということを質問させていただいたんですけれども、今回はそれを始めるタイムスケジュールといいますか、時間的なものについてのご質問をさせていただきたいなと思っております。

吉野中学校の隣接地に小学校が建設され、令和4年4月に小中一貫教育が開始されることが昨年12月に決定いたしました。つまり、2つの小学校が令和4年4月より利用されなくなるということでございますので、この築60年以上たっております、非常に老朽化して耐震補強されていない吉野町役場庁舎を、一刻も早く検討していただきたいなと思っております。それはやはり建物の耐震構造による安全安心な吉野町役場庁舎、それから役場本来の機能、災害対策本部機能、そして来庁者の方々の利便性、職員の方々の働きやすさ等を鑑みまして、改築あるいは新築のスタートを令和4年4月に目指して検討していただけたらいいかなものかなと思っておりますが、町長、いかがでございましょうか。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

今おっしゃっている中でちょっと、吉野中学校隣接じゃなくて、吉野中学校の敷地内の、というふうに訂正してください。

おっしゃっていただいているとおり、令和4年4月に小中一貫教育を吉野中学校の中で始めると。それによりまして、令和4年4月から吉野小学校、吉野北小学校のところがあいてくると、すぐに建設工事にかかれるようにというようなご指摘かと思います。

内容的には本当、全くそのとおりでございまして、そこから逆算いたしまして建設までの間に何が必要かということで、実施設計、その前に基本設計、その前にプロポーザルでどうやっていくかと、どういうふうな仕組みでやっていくか、それに対するどういうものを建てていくかという協議会をどうつくっていった、どんな相談をするかということでございます。

今現状では、今年度役場内での、庁舎内での可能性、いろんなものの補助がどうあるかとか、どんなものができる可能性があるかということ、一応調査しておる段階でございます。

令和2年4月、来年度からすぐに皆さん方と協議を重ねられるように、今年度はどのような方々で協議会をつくっていかうかと、そういうふうなところをしていかうかなと思っているところでございます。全く無駄な時間を過ごすことなく早急に動けるように、これは今も吉野小学校の話でもされておりましたけれども、吉野北小学校におかれましてもその地域の方々とどういう協議会をつくってどう動かしていくかということ、今年度中にしっかりとまとめていきたいなと思っております。

山本議長

山本議員。

山本議員

はい、ありがとうございます。

タイムスケジュール的に大きく変わる、影響を及ぼすことなんですけれども、町長は今ある吉野小学校を改装して役場庁舎をつくるつもりか、吉野小学校はもう耐震補強されておることですので、また吉野小学校を壊してしまって平地から役場庁舎をつくるつもりなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。もちろんこれから町民の方とも話しする部分もあるかもわかりませんが、わかっておりましたらちょっとご説明をお願いいたします。

山本議長	北岡町長。
北岡町長	私のつもりと、可能性はいっぱい広げたいなと思っております。その中でどんなことがあの場所で行えるかということをも十分協議した上で、あれを残して使うにはどうするか、一部分解体するのはどこを解体するのか、あるいは議員さんおっしゃるとおり全く平地にして建設するのかということも含めたことを、今の時点から制限せずにいろいろ可能性を考えてやっていきたいなと思っております。
山本議長	山本議員。
山本議員	工期的なものを考えますと、再利用するというか建物をするか、あるいは新しいものをするかというのは、非常に日程的には変わってくるんじゃないかなと思いますけれども。 私、大体この近くの大淀町と、それから五條市と明日香村に行かせてもらって、ちょっと調べてきたんですけれども、大体基本構想や検討委員会ができてから大体5年ぐらいみんなかかっているという。ただ、それにはやはり土地の問題であったり、あるいは財政的な問題であったりとかということで、結構かかっているかと思います。もちろん、今吉野町、吉野小学校、あるいは吉野北小学校、土地はあるわけですので、そんなに土地のことにはかからないでしやし、建物自体も耐震補強されたものがありますので、そのあたりをうまく使えば町長が言われたような3年か、3年ちょいぐらいでできるんじゃないかなと思っております。 ちなみに、大淀町は平成12年に完成しておりまして、大体20年ほど前にできておるんですけれども、大体29億円、主に基金が19億円、起債、地方債ですけれども、一般単独事業債6.7億円、その他が1.9億円ということで29億円かかっております。これ、20年ほど前ですけれども。それから五條市のほうは今造成工事中でして、今年9月から建築工事が行われるということでございます。ここは県との包括協定によって、五條高校の空き地を利用できるようになっておりますが、市と県と国とが施設を共有するというようなことで、少しおくれた模様でございます。それが全体的には64億、そのうち国と県との利用の持ち分を除いて45億円で

するということでございます。合併特例債ですね、市町村合併しましたので合併特例債と過疎債を利用しているということです。

次の明日香村なんですけれども、これ昨年3月までは今年度末から造成工事、それから令和2年より本体建設工事という計画をしておったんですけれども、開発許可等が非常にてこずったみたいで、今年3月時点で1年ほどおくれるということが決定しているそうですけれども、明日香村では25億円、起債が、これが結構いろんなところから起債しております。13億円、市町村役場機能緊急保全事業債、それから緊急防災・減災事業債、それから過疎対策事業債、過疎債ですね、それから基金が10億円、国の補助金がこれちょっとややこしい名前なんですけれども、サステナブル建築物等先導事業、それから防災安全交付金とかいうのをもらって25億円ですしております。改築の場合と新築の場合とは全然違うんですけれどもね。

それから吉野町の庁舎整備基金というのが今7,000万ちょっと非常に少ないんですけれども、吉野町は大体どれぐらいほどの費用を考えていてどのような財源を使うか、もちろん使う目的によって財源も変わってくるかと思うんですけれども、わかる範囲で教えていただけましたら。よろしくお願いいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

桁の違う話を挙げていただきまして。確かに一からつくと大淀町なり明日香村なり五條市なり、この何十億という形での建設費用が出てくるのかなと思っております。これは現在あるものをどう使うかによって、その辺のところは知恵の出し方かなと思っておりますが、今大淀町の例と明日香村の例の中で、補助金なり何なりの項目が全く違っていましたよね。そんな形で今いっぱいあります。この何年かまでは防災用の災害対策本部をつくるならという補助金がありました。また、緊急、緊防災というのもございました。そういうのもありまして、ちょっと私どもそれはちょっと当たらないということなので、いろいろ策を練らなければいけないかなと思っておりますが、まずこんな金があるからこうしたいんじゃないくて、こういうものをぜひつくっていききたい、そういうコンセプトをきち

んと皆さん方納得した上でつくり上げていく、その中であとは作文なり、県や国にどう訴えていってお金をもらうかという話で、今地方創生の特別交付金というのをいただいておりますけれども、あの類の交付金というのはこれからも多分続くはずでございまして、そこにこの施設一帯をどう改良していってどういうふうにやるかということによつての、計画の立て方によつてはいろいろあるんじゃないかなというふうなことを期待しております。

現状7,000万ちょっとという庁舎整備基金というのは、そこは積み始めのときは最悪の場合今の役場を耐震補強して使うと1億ちょっとぐらいでできるだろうと、最低それ分ぐらいは努めていこうかなというような形での積み上げ方でしたので、少々少のうございまして、一応その分は持っている。

それから、災害対策にどうするかという部分につきましては、現状中央公民館の公民館棟のほうで耐震がほぼ終わりましたので、対策本部を立てるときには庁舎に影響がないときは庁舎で、そうでないときは公民館でできるような形を、今ソフト的には考えているところでございます。そういうふうな応急処置をしながら、そして皆さん方と意見をまとめながら、そしてそれに見合った交付金、補助金をもらっていつて建てていきたいなというふうに思っております。

山本議長

山本議員。

山本議員

町長言われたみたいに、財源というのはいろんなところであると思いますので、いろいろな起債や補助金等を検討していただきたいなと思っております。私の意見としましては、使えるところはいろいろ使っていくんですけども、例えば過疎対策事業債、期限がありますけれども、あるいは臨時財政対策債とかそういったものは70%が地方交付税として戻ってくるわけですから、利用しないほうがおかしいんじゃないかなと。もちろん期限がありますので、ただ、これもなくなれば地方自治体、地方のほうで困惑するところがほとんど出てきますので、何らかの形で名前を変えてでも出てくるんじゃないかなと、そういう交付税で戻ってくるようなお金をいろいろと考えていただきたいなと思っております。

先日の奈良新聞に、将来負担比率ということが出ておりまして、こちらの5月

26日でございます。将来負担比率、要するに赤字、借金がどれぐらいほどあるかというのを総合的に見た数値なんですけれども、ここには全国平均33.7%、県内平均が77.8%ということでございます。町財政の健全化を見るのには、やはり将来負担比率や実質公債費比率というのを見るのが一番わかりやすいんじゃないか、起債を起こしたときはその起債で将来負担比率が、あるいは実質公債費比率の数字がどのように変化するかというのも考えながら起債をしていていただきたいなと思います。

(「そ の 通 り」 の不規則発言あり)

何か将来負担比率や実質公債費比率について考えるところがありましたら、何かご意見いただければありがたいなと思うんですけれども。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

将来負担比率につきましては、後ほどの一般質問にもあるかと思うので、簡単に。

公債費比率につきましては、私町長に就任いたしましたときにはもう20に近くなって、これは今にも国からの指導が入るよというような状況から、何とかこういう状況、今の7.6までですね、まだまだ不十分でございますが下げることができております。それから、新聞に載りましてまた議員さんもおっしゃっていましたが将来負担比率でございますが、これは将来にわたって一般会計等が抱える負債額に加えて、一般会計等で負担せざるを得ない他の負債を含んだ額を、現在の町財政における歳入の総額分母として割っていくということでございまして、今持っている借金を何年間分で返せるかなと、そんな形の捉え方がいいかなと思っております。

一般的な、一般企業で言うと売り上げと自分のところの借金とどう見るかなということで、普通は1年間の売り上げ以上の借金があったら厳しいよという、一般的な話でございまして、役所の場合はちょっと数字が割と簡単にころころ変わってまいりまして、これも私引き継ぎまして、引き継いだときにはちょうど吉野中学校の耐震やケーブルテレビのデジタル化とございましたんで、一時164%に

なったことがございます。そこから今ここまで、平成25年度には73%までに減少したんですけれども、五條で一緒にやりましたし尿処理場、南和広域医療の再編で使いましたり、また吉野山の簡易水道等、それぞれが3億円近く、また9億、12億というふうな結構大規模な事業をさせていただきましたんで、平成28年度には103.3まで増えておりました。これは今87.1%でございますけれども、残念ながらここから公民館の耐震化等使っておりますので、もう少し悪化するのかなという、こんな状況でございますが、100は超えることないかなというふうな感覚でございます。

これ、割と増減が激しい数字ではございますが、危ないと言われてます300何十%というのがまだまだ開きがございますので、有効な事業をしながらやっていきたいなと思っております。

山本議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます、そのとおりでございます。

一応、五條市、明日香村、それから大淀町と行ってきまして、ちょっと比較なんですけれども、将来負担比率なんですけれども、表にするとちょっとわかりやすいんですけれどもね。数字ばかり言うとなかなかわかりにくいんですけれども、平成29年度の数値なんですけれども、吉野町が先ほど言いましたように87.1%、五條市が119.6%、明日香村が60.3%、ちなみに夕張市は516.2%ということです。赤信号がつくのは、先ほど町長言われたみたいに350%ぐらいを超えると赤信号になるという、実質公債費比率、吉野町が7.6%、五條市が14.3%、明日香村が6.0%、大淀町が7.7%ということです。大体こんな感じかなという感じですね。

参考のために経常収支比率というのがよく話に出ますけれども、吉野町は96.9%、五條市が99.0%、明日香村は95.5%、大淀町は99.0%、ちなみに夕張市は121.8%ということになっております。比較するのには市町村累計というのを考慮せんといかんで、明日香に近いかなという感じはするんですけれども、こういう数字であるということで。

最近といいますか、私議員にならせていただいてから財政の勉強も何度か行か

せていただきまして、その中で研修をするんですけれども、先生がおられて講義をしていただくんですけれども、必ず私を、授業の中でも質問したりあるいは先生に直接聞きに行ったりしているんですけれども、財政をよくするのにはどうすればいいんですかと聞くと、数値をよくするには何もしないのが一番いいんやと、何もしなければ数字はだんだんよくなっていく、ただ、それではあかんやろうと。要は少ない予算の中でより町民に安心して安全な、そして快適な生活環境を確保するというのが一番大切やということを、いつもいろんな先生も言われます。それじゃ数値的にはどういう数値がええのかと聞きましたら、大概の先生はみんな同じようなところにおったらいい、平均、加重平均とか平均とかありますけれども、同じような市町村のところに数値がいれば、それが全体的に動けば国も助けてくれる、でも夕張みたいにはぼんと外れてしまうとそれは切られてしまうということでございます。

吉野町の財政健全化、そんなによくはないかもわかりませんがそんなに悪くもない、やはり今後とも吉野町民の安全安心、そして快適な生活環境の確保ということで、いろいろなことを勉強しながら研究して、国や県からお金をいただいて、よりよい町民サービスをしていただきたいなと思っております。

それから最後の質問になるんですけれども、町長にお聞きしたいと思います。吉野町役場庁舎のことについても早急に始めるという話でございますし、吉野山の二次交通も現在検討中でありまして、それから吉野版のDMOも今年から始まるということでございます。町長はいろいろと種をまいていただいております。ただ、種をまいたから後は知らないよ、では私はいかんと思います。やはり町長には種をまいていただき、育てていただき、そして果実を収穫するところまで責任を持っていただきたいなと思っております。

何を言いたいかと言いますと、来年吉野町町長選がございますが、どのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいのですがよろしいかね。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。大事な話でございますので、改めて答弁台の前

に立たせていただきました。

結論から言いますと、来年1月ないし2月の町長選挙には立候補して、4期目を挑戦するということでございます。ただ、現時点ではこの令和元年度の事業をいかに進めるかということで頭がいっぱいございまして、近いうちにこの3期の間にやってきましたこと、やってきたこと、やってこれなかったこと、それから今後すべきことを考えていき、そして4期目の目標ないしは公約をきちっとつくってお示ししたいなと思っているところでございます。

ただ、これから進めると申しましても、大きな事業は大体数字は決まっております。今議員おっしゃっていただいたとおりいろんな種をまいて動いております。小中一貫校の教育を進めること、またそれに伴いまして吉野小学校、吉野北小学校の空き地をどうやっていくか、またこれもおっしゃっていただいたように、吉野山の二次交通を含めて、吉野町の町づくりをどう捉えていくか、世界レベルの観光地にどうしていくかという点でございます。

また、ワールドマスターズの開催、またその後のレガシーをどう津風呂湖あるいは竜門地域に残していくか、そして宮滝遺跡も整備をこれからやっていかなければならないというふうなことでございます。

また、インフラで言いますとこれもきょうの新聞に載っておりました、ごみ処理の問題を吉野町でどうやっていくか、また水道事業も統合等、広域化で進めていくのどうするのかというふうなことがございます。一方では産業も振興していかなければならないし、もちろん木のまちの動きもしていかなければならないということで、課題は山積しております。

こういった動きを、いろいろまいた種を今度第5次総基をつくっていくときにどう統合していったら吉野町全体の土地の利用をどうしていくか、立地適正化計画をどうつくっていくかと、そのためにはもう一度一から都市計画を考えなおしてマスタープランをつくってという、大変ハードルの高い事業をしていかなければならないのかなと思っております。ここが本当に成果の果実を得るところまでというのは全く無理かと思いますが、そういうふうな方向にとにかく進めていくためにも、ぜひやらせていただきたいなと思っております。

大変質問ありがとうございました。

山本議長	山本議員。
山本議員	ぜひとも、育てて果実を収穫するところまで期待しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。 これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
山本議長	続いて、野木康司議員より出されております (1) 「ワールドマスタースゲームズ2021関西」について (2) 県立高校の再編・統合における吉野高校の校舎の利活用について の一般質問をお願いいたします。 野木議員。
野木議員	6番、野木です。 一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。 まず、ワールドマスタースゲームズ2021関西について、質問をいたします。 世界最大の生涯スポーツの国際総合競技大会であります、ワールドマスタースゲームズが2021年関西で開かれます。近畿2府4県はもとより、鳥取県、徳島県も含め35競技、59種目が2021年5月14日から30日までの17日間にわたり、繰り広げられます。国内3万人、海外2万人、世界中から約5万人のスポーツの愛好家がこの関西にやってくると予測をされております。 2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、そして2021年のワールドマスタースゲームズ2021関西と、3年続けて大きな世界大会、スポーツの祭典が日本で開催をされます。日本中が盛り上がり、活性化、そして地域創生につながることを期待をされます。 さて、吉野町では、津風呂湖でのカヌースプリント競技200メートルと500メートルの大会の開催に向けて準備が進んでおります。既に2018年度には旧ふるさとの解体工事、大会施設全体計画の設計が実施をされ、2019年度はコース及び周辺施設設置工事、低高建設工事、さらには周辺整備など計画をされ、2億6,400万円の大きな予算も計上をされております。

2020年度にはプレ大会として、全国中学生カヌー大会も8月に予定をされております。着々と計画、準備が進む中、一番大事な部分が津風呂湖の関係団体との協力体制であります。これは大会をいかに成功に導くかを大きく左右し、そして大会後の施設の利活用にも大きく影響する事案であります。

まず、津風呂ダムの管理者であります農林水産省を初め、津風呂湖を利用する津風呂湖観光協会、津風呂湖観光会社、津風呂湖漁業組合、津風呂の自然を守る会、そしてこれら4団体の頭に立つ津風呂湖構成組合、さらには吉野スポーツクラブ、吉野高校周辺の自治会、区など多くの団体との理解と協力を得なければなりません。

これら関係団体、とりわけ農水省と津風呂の5つの団体に、大会に向けての整備事業の内容、また大会の詳細な説明については、現時点でどこまで進んでいるのか、また進んでいるとしたら十分に理解を得られているのか、そして協力体制ができつつあるのか、町長にお尋ねをいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

津風呂湖関係団体との協力体制ということでございます。

まず、農林水産省でございますが、津風呂ダム管理者を通じまして、近畿農政局、南近畿土地改良調査管理事務所に、大会概要、競技内容、施設整備工事の説明を行っております。また、施設設置に関しまして、永年存置・多目的利用について事前協議を行い、今年8月ごろに工事を施工開始するために、今月中には詳細な協議を行う予定をしております。

また、津風呂湖の関係団体でございますが、前年度に大会概要、競技日程、競技内容の説明を行っております。今年度を実施いたしますコース等の施設設置工事につきましても、先日地元の区長、自治会長も含め詳細な説明会を実施しております。今後も継続して説明を行い、大会に向けてご理解・ご協力をいただきたいと思いますと考えておりますし、現状のところでは大会に向けてご協力いただけると確信しております。

山本議長	野木議員。
野木議員	まず、割と淡々と答えていただいたんですけれども、農林水産省につきましては、私が一番心配をされますのが、渇水ということもこれ予想をされるわけでありまして。津風呂ダムの水とそれから大滝ダムの水と、水に色がついているわけではございませんので、なかなか手ごわい相手かとは思いますが、双方でうまく調整をしていただいて、大会時のダム湖の水位、支障のない十分な水を確保していただくようにぜひとも強く求めていただきたいと、このように思うわけがあります。さらに、大会後にも施設が十分に利活用できるように協議も進めていただきたいと、このように思います。 それから、津風呂湖の関係団体でありますけれども、今、先ほど申しましたように5つの団体がございます。重複する役員さん等々もたくさんおられると思いますので、できるだけ多くの関係の方に出席、説明をいただいて、話の行き違いないように非常に、これは大事なことかと思えますので、しっかりと説明をしていただきたいと、このように思います。 先ほども言いましたが、津風呂湖を使用して大会を開く以上、関係団体とはしっかりと協力体制がとれるように、今後も協議を続けていかなければなりません。この大会が吉野町で開催される以上、吉野町が主導権を握って進めていくのは当然のことであり、そうしなければカヌー連盟や県の指導・協力も得られないと考えます。成功させる強い気持ちで臨んでいただきたい、町としての姿勢、立ち位置についてどのように考えておられるのか、町長にお尋ねをいたします。
山本議長	北岡町長。
北岡町長	大会組織委員会、県実行委員会と町がこの大会を開催するわけですが、誘致を行い、開催実施する主体として大会を成功させ、参加者はもちろん対外関係者、地元住民も開催してよかったと思えるものにしたいと思っております。また、この大会を終えた後にも施設整備等を活用し、津風呂湖地域の活性化を図りたいと思っております。

事前に淡々と答えてしまいましたけれども、世界大会をするんだと、この大会の開催によって津風呂地域を活性化し、もっとにぎやかにするんだという、これはもちろん皆さんが誰も賛成をしていただけるんですが、農水省と話をしていくと、すぐ原点に返るお話をされます。これは農業用水のためのダムですよ。また、ダムの建設に当たりましては地元の方々、ダム構成組合の方々を中心に本当に協力をしていただいて、自分たちの財産を提供した、そういう場所なんですよと、そういうことをしっかり頭に置かなければならないなと思っております。したがって、そういう気持ちをしっかり捉えた上で、そしてこれからこの地域をよくしていきましょうよと、活性化していきましょうということを改めてお願いしているところでございまして、国際大会をするんだから協力しろというような態度だけは決してとらなくて、皆さんと一緒にこの機会にダムをいい地域にしていこうという、そういう姿勢で町が主体となって頑張っていきたいと思っております。

山本議長

野木議員。

野木議員

そのとおりかと思います。誘致を行い、開催実施する主体としてはあくまで吉野町でございますので、当然吉野町が一番先頭に立って主導権を持って進めたいと、これは最後まで変わらない姿勢でいていただきたいのと、このように思うわけであります。

次に、津風呂ダム湖を使用するに当たり、湖水面の占用許可なるものが必要ではないのでしょうか。今大会はもとより、今後のカヌー施設、またダム湖の利活用をスムーズに進めていくためにも、吉野町は農水省から広範囲にわたる湖水面の占用許可を受けておけば、有効かつ有意義に使用できるものと考えますが、町長にお尋ねをいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

おっしゃるとおりでございます。施設設置をする上でも永年存置・多目的利用

について協議をしております。ただ、現状は我々より前に漁業組合でありましたり、観光協会でありましたり、利面されておりましたので、その辺のところを十分に考慮したいなど。ただ、これダムとしては農水省で、中を通っております河川の管理は奈良県でございますし、今までのいろんな方々の権利がございます。津風呂湖を使用するのはなかなか難しく、この際これをうまく一元化して誰もが使いやすく納得できる、そういうようなシステムができないかなというふうには思っておりますが、とにかくとりあえずは本町としては広範囲に津風呂湖の湖面を使わせていただくことを、広い範囲で許可を受けたいなというふうに思っております。

山本議長

野木議員。

野木議員

今、町長が言われましたように、河川の許可は県でございます。たしか吉野土木が窓口やったと思うんですけども。

しっかりと調べていただいて、農水省のほかに許可を受ける必要があるのかなのか、しっかりと調査していただいて、もしあればできるだけ早いこと手続を進めていいいただきたいなど、このように思うわけであります。

次に、さきにも言いました津風呂湖関係団体との協力体制であります。それぞれの団体に大会運営側の立場での参加・協力・活躍の機会をできるだけ多く設け、その活動に対する対価をもって信頼関係をつくっていく、この方法が一番よいのではないかと私は考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

そのとおりでございます。この大会を運営するに当たりまして、町がしていくから、組織委員会がしていくから、じゃ、この部分だけ皆さん方にご迷惑をかけるからこうと、そういうパターンでのやりとりにはできるだけならないようにしたいと思っております。皆さん方で一緒にこれをつくっていったら、その中でウィン・ウィンで対価もしっかりいただける、使用料もいただける、しっかりした

ことをやっていかないと喜んでいただけないと思っておりますので、それぞれの方々が、主体は町でございますけれども皆さん方が積極的に参加していただける、そういうふうな運営を心がけていきたいなと思っております。

山本議長

野木議員。

野木議員

非常に気を使った答弁をいただいておりますけれども、何遍も言いますけれども、津風呂湖の関係団体の皆さんに非常に多くの活躍の場を設けていただいて、その対価として各種団体の皆さんに収入を得ていただくと、きちっと説明できるようなお金の流れをぜひつくっておいていただきたいと、このように思うわけがあります。

次に、質問の告知はしておりませんが、県の協力あるいはまた支援について、何か言えることがありましたらお答えをお願いします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

組織委員会での発言は県のほうからが主になるというふうに聞いておりました。県のほうの動きが私どものほうだけでなく葛城市との調整等もございまして、なかなかゆっくりされておりました。このところへ来てばたばたと動きつつあります。もう2年も切りましたので、県がどう絡んでいただくか、私どもの意見を吸収してしゃべっていただくということをぜひお願いしたいなど。

ただ、県当局も大会運営に当たっての人の動かし方であったりもてなしであったりということを中心に考えておられるようなので、私どももともと県からの補助金というのもそんなに期待もしておりませんが、そういうふうなところをうまく、ソフト面でうまく回っていただけるような、そういうふうなコミュニケーションをよくやっていきたいなと思っております。

山本議長

野木議員。

野木議員

最大限の努力をしていただきたいと、このように思います。

最後に、この大会の開催に町長が手を挙げられ、議会に初めて説明をされたとき、津風呂湖をカヌーの聖地にしたいと、こういう思いを言われました。当然のことながら、大会後の津風呂湖の利活用を考えていかなければなりません。日本カヌー連盟公認コースの資格があれば、近畿・全国のカヌー競技大会も誘致ができます。また、中学から大学までのカヌー合宿の誘致、カヌー体験教室、カヌーマラソン、カヌー駅伝など、レクリエーションカヌー大会などなど、大会施設を利用した各種イベントの開催を継続してぜひ誘致をしていただきたいと思います。大きな投資をしております。カヌーといえば吉野、津風呂湖と、こういうふうに言われるように全力を尽くしていただきたい。

最後に町長の決意をお聞かせください。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

おっしゃるとおりでございます。これを誘致しましたときに、どうなるのかなと思いつつも一石を投じさせていただきました。

多額の投資等もございます。また、職員の皆さんにも頑張ってもらって、プレ大会としての全中のカヌー大会は決定しています。できればこれをずっと津風呂でやっていただけないかというふうな動きもやっていきたい。また、コースがあれば近畿の大会、全国レベルの大会、そしてまたあと10年以内には国体も開かれると聞いておりますので、その会場にもと、いろんなことを、可能性を秘めております。

ただ、カヌー津風呂湖、もちろんこれを契機に、本当のねらいはもう一つ大きく運動公園そのものの活性化でありまして、これは体育館、運動場という意味じゃなくて、アリーナがあり観光施設としての大きな捉え方をしていただく。これにあわせて竜門地域、またこれと吉野北小学校の後が絡むか等も含めまして、その辺の大きなところの計画が立てられるんじゃないかなと思っておりまして、このカヌーを持ってきてカヌー聖地で、それだけでもっと大きな可能性というのも得られると、ぜひ挑戦していきたいなと思っております。

山本議長

野木議員。

野木議員

町長の夢はどんどん膨らんでおりますけれども、この大会が決して終わりではございません。あくまでスタートでございます。今後の津風呂湖のにぎわいにつながりますように、ぜひ力を入れていただきたいと、このように思います。

次に、県立高校の再編・統合における吉野高校の校舎の利活用についてということで、質問をいたします。

2021年度より、県立高等学校適正化実施計画に基づいて、吉野高校と大淀高校とが再編・統合され、仮称ではありますが、県立奈良南高等学校となる計画であると聞いております。

「魅力と活力あるこれからの高校づくり」をコンセプトに、看護・医療コース、建築・森林管理、情報科、伝統建築専攻科などの学科の設置、また奈良県フォレスト・アカデミーとの連携などの幅広い内容となるようであります。さて、どんな高等学校ができるのか大変興味のあるところであり、期待もしております。

現時点では、2つの高校の再編・統合によるいろいろな問題点が提起はされているものの、まだその解決策や具体的な方針については何も決まっていないように思います。そこで、まだ具体的に何も決まっていない現時点で、吉野町として何か言えることはないのか、県に対して提案できることはないのかという質問をしたいと思います。

吉野高校の施設は、4階建ての本館と北館の2棟、県道から上に3階建ての実習棟2棟、その他体育館、クラブハウス、林業博物館、テニスコート、運動場、駐車場など4万平方メートル、1万2,000坪の広大な学校敷地を有しております。特別教室、実習室にはそれぞれに準備室も設けられ、かなりぜいたくな使い方に感じられます。

昭和53年に吉野林業と吉野工業が統合され、吉野高等学校の開校当時は生徒数に見合う、また増加も見越した適正な設計であったのだろーとは思いますが、今年度吉野高校の1年生から3年生までの全校生徒数は66人と、大変寂しい状況となっております。普通教室も7つの教室で十分足りるということでもあります。

2021年に再編・統合される学校の規模については全く想像もつきませんが、現

在の吉野高校と大淀高校の2校の校舎を使用するとの計画ですので、使い方にはかなりの融通が可能と思われます。そこで、吉野高校の校舎をより有効・効率的に使用するために提案をしたいと思います。

現在の吉野高校の校舎の平面図を見ますと、あくまで私の判断であります、普通教室19教室、特別教室20教室、実習室20教室、合わせて60もの教室があります。勝手な見方ではありますが、再編・統合後に60もの教室が全て必要な、現在の生徒数66人がいきなり10倍の660人になるとも思われません。校舎については耐震補強工事も終わり、続いて空調設備を新しくする工事も予定されているようであります。これだけ大きな投資をした以上、ますます有効・効率的に使用する方法を模索しなければなりません。

そこで、県庁にあるこの南部地域に関係が深いと思われる部門、南部振興課、地域政策課、市町村振興課、農業水産振興課、地域農政課、農村振興課、林業振興課、奈良の木ブランド課、森林整備課、河川課、砂防課など、多くの部署があります。また、気の毒なほど手狭な吉野土木事務所もあります。ぜひこれらを吉野高校に移転してはどうでしょうか。人の流れが増え、必ず地元経済の好循環につながると思いますが、ぜひ早急に県に働きをお願いしたいと。勝手な思いではございますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

大変重要なお提案をいただきました、ありがとうございます。県のことでございますので私が決められないというのは非常に残念でございますが、今までいろいろ、いろんな機会に、今度あそこにフォレスト・アカデミーできるよとか、いろんなことを言っておりますが、どこまでが本当でどこまでが決まっているのか、誰の構想がどこまでかということがはっきりしておりません。

今県教委等に確実にお答えをいただいたのは、仮称ではございますが、県立奈良南高等学校普通科に看護・医療に関するコースを引き続き設置する。総合学科を新たに設置し、建築や森林管理などに関する系列を設置する。二級建築士受験資格を受験できるとともに伝統建築を専門的に学ぶことができる専攻科を新た

に設置する。森林に関する系列においては、仮称奈良県フォレスト・アカデミーと連携接続する。情報科を設置し、小中高等学校を通じた情報教育を展開する。使用校舎は現県立大淀高等学校と現県立吉野高等学校であると、これが表に出ている文書でございまして、あとは議会等の話でいろいろ質問があったときに答えた話でございしますが、令和3年4月に県立奈良南高等学校を設置すると、それぞれの学科の生徒が学ぶ学舎は、1学年は全生徒が大淀学舎とし、2、3年は総合学科が吉野校舎、普通科・情報科が大淀校舎でそれぞれ学習する。そのため、吉野学舎で学ぶ生徒数は現在の吉野高校の生徒数より1学年分少なくなることから、校舎の一部で使用しないスペースが出てくることが予想される。知事部局も含め、有効に利用する方法の協議を行っている、今言ってもいいところは、高校卒業後二級建築士受験資格を取得できるとともに、伝統建築を専門的に学ぶことができる専攻科を新たに設置される予定で、先ほどと同じことをしゃべっておられます。

ここまでの正式な県会で決まっていることだと認識しておりまして、あとはもう知事が来られたときに、ここはフォレスト・アカデミーになるんだよとおっしゃったりとか、フォレスト・アカデミーの動きを三重県や岡山県と一緒に動いておられるとかいうふうなことは聞いてございます。構想では、それにまだ市町村も交えて、卒業生は市町村の森林管理をさせるところに配置するんだとか、まあ人のことまでほっといてくれとか、という今のところまではおっしゃっておられるということでございます。

一方で、県会議員さんからの、これもうわさ話程度でございしますが、あいていところには今議員おっしゃったように林業関係の3課を持ってくると、あるいは高取にございます研究所ですね、研究所もこっちに持ってくるとかいろんな話もございます。また、吉野土木ももう古い建物ですし移転考えておる、建築を考えておられるのでそれも入れたらどうかというふうな、そういう構想は聞いております。だから決まっているところと言えないところとありますので、おっしゃっている、我々も運動しなければならないなと思っています。これによってどれだけの人数があそこに奈良県中から通っていただけるのか、あるいは遠いところからもし来られる、三重県・岡山県から来られるんでしたらまた寮も要るだろう

とか、いろんなことも考える中で、地元として当然要望、あるいは地元の対応がかなり必要かと思しますので、これ、どこにどういう申し出をするか、そのタイミングはいつか、それから行政のややこしいところで早くうち上げるととまってしまう、タイミングが非常に大事かと思しますので、県会議員の先生方あるいは担当の部署と綿密に話をしながら、どのタイミングでやればいいのかなど。職員さんにも喜ばれ、県会議員さんの話にもうまく乗れたり、そういうタイミングをはかれるようなことを少しずつやっていくと。こちらから大きくうち上げることは、ちょっとしばらくは遠慮しながら探っていきたいと思っております。

山本議長

野木議員。

野木議員

県が決めることなんで非常に難しい部分もあろうかと思しますが、しっかりと情報収集だけしっかりしていただいて、今町長が言われましたようにタイミングを見て、しっかりと働きかけもできればしていただきたいなと、このように思うわけであります。

私も前身であります吉野工業高等学校の卒業生であるんですけれども、明治37年に吉野郡立吉野実業学校として開校以来、学制改革や統合を経て奈良県立吉野高等学校となり、平成24年には学校創立110周年記念式典が挙行をされております。伝統ある学校を受け継ぐとともに、県行政の南和の拠点として位置づけ、人の流れをぜひこの吉野町に増やしていただきたいなと、こういう思いであります。どうか県関係当局にしっかりと働きかけをお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

山本議長

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時といたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

山本議長	再開いたします。一般質問を続けます。 中西利彦議員より出されております 森林環境譲与税の創設と森林経営管理法の制定に伴う町の役割についての一般質問をお願いいたします。 中西議員。
中西議員	9番、中西でございます。 議長の許可が出ましたので、これより一般質問をさせていただきます。どうぞ、久しぶりですんでよろしくお願いをいたします。 森林環境譲与税の創設と森林経営管理法の制定に伴う町の役割についてということで、森林環境譲与税が本年度から自治体への譲与が開始されました。加えて、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る新たな制度、森林経営管理法が施行され、民有林の集約促進の追い風と期待されている中での行政の役割と、今後の町の方針についてお尋ねをしたいと思います。 森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出等につながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものでございます。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手不足など、大きな課題が残っているところでございます。 そこで、担当課にちょっと1つお聞きしたいんですが、吉野町の中でいわゆる放棄森林と言うたらいいんですか、相続したけども実はもう東京に行っておれへんで、あと誰が持っているかわかれへんとか、境界が全然わかれへんで困っているとかというような面積等は、担当課としてはご承知おきでしょうか。
山本議長	はい、上林参事。
上林総合 政策参事	担当課で把握しているデータと申しますのが、まずは森林簿、それと森林図、林班図、それと林地台帳となります。森林簿につきましては県管理で、そのデータを町がいただいて毎年更新しておりますが、それには山の木に関する樹種、林

	齢、樹高などが記載されております。また、林地台帳につきましては、登記簿と整合されていますが、実際の山の境界となりますと地籍が完了しているところしかわからない、整合しないというところで、今年度についてはそれを整理して進めていきたいと考えているところでございます。
山本議長	中西議員。
中西議員	じゃ、これからはわかり次第というんですか、見つかり次第これから整理をしていって、次にじゃ、そういうものが整ったときにはどういうふうな施策を打っていこうとお考えですか、担当課としては。
山本議長	上林参事。
上林総合 政策参事	この後の森林環境税とも関連しますが、まず所有者の方の意識確認も必要かと思いますが、ある程度の集約化、面積をまとめて生業をする必要があります。まとまった面積については、例えばそれを実際に生業していただける森林経営者がいるかどうかを探する必要があります。その経営者がいればそこに再委託する形、またできないのであれば町のほうでも森林関係税を使って生業していく、管理していくという形になろうかと思います。
山本議長	中西議員。
中西議員	わかったような、わからんような部分があるんですけどね。例えば今年度だけで申しますと、譲与税が約吉野町には1,300万余りが入っております。その中で、一般会計の予算書にもあったんですけども、例えば森林情報収集委託料に630万円だと、ちょっとこれも意味不明なんですけど、あと例えば吉野こども園の木質化事業とか、こういうふうにも使われて総額が1,300万ほどになっているということなんですけれども、これ何というんですか、普通交付税とちょっと意味合いが違って、一般財源化しておるような気がするんです。別に山の間伐をした

り、木育化・木質化というのに充てるのも当然ありの話なんですけれども、本来はもっと長期的に見て放棄森林であったり、林業経営、運営というのをどうやっていくかというのが本来の趣旨かなと、その譲与税の。その思うんですけれども、使い方としては町長、どんなふうにお考えでございましょうか。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

このもともとの法律の趣旨から言うと、今本当に議員さんのおっしゃるとおり、いかに森林を管理するかというところが究極の目的ではないのかと私は思っております。最初の情報では、木に関することなら、森林に関することなら何に使ってもいいよというような感じでの情報があつたんですが、実はやっぱり厳しくて、今までやってきたことの代替ではだめだよというふうなこともございますので、同じような間伐はできないとか工夫を凝らさなければいけないとか、いろんなことございます。とりあえずその方向性、あるいは担当の地域のことも参考にしながら、この使い道としてはとりあえずこの森林簿、林班図、林地台帳、この辺のところの情報の収集というところでとりあえず使わせていただいて、使い切れない部分というのは基金で置いておいて、来年度以降にきちんとした計画を立てた間伐であったり、きちんとした森林管理に役立てるという方向でございます。

1,300万余りから徐々に増えていくわけでございますけれども、この質問はしっかり、せつかくのお金でございますし、しっかりと考えていきたいと。もともと森林を管理するのに、続けてお話しさせていただいていいのか、次の中井議員さんのお話にもございます、林業の話もございまして、吉野町ではやっぱり吉野町の山しか管轄できませんけれども、本当に意欲を持って山をやられる方、林業家どうするかとか、林業家を育てようと思ったけれどもなかなか育たない、携わる人々も少ないということで、ある程度土地の管理という意味におきましても、町がもう少し前面に出て山の管理というものをやらなければならないと思っております。

だから、ひょっとしたら実務班というか、そういう林業作業をする班もつくってやっていかなければならないのかなということも含めて考えていきたいと思っています。

山本議長

中西議員。

中西議員

少し譲与税のそのシステムについて、ちょっとお話しをしたいと思います。

もう皆さんご存じかもわかりませんが、ちょっと言いたいと思います。令和6年から該当者といたしまして、納税者6,200万人に対して1,000円の納税が始まります。だから総額として600億円余りが国庫に入るという話でございまして、当然納税者には納税義務が生じますけれども、その義務が生じる分、行政サービスをまた受ける権利というのも当然に発生するということは、当然頭の中に認識をしておかなければならないというところでございます。

そして、その600億円令和6年から入るんですけれども、それを前倒しされて、今年度令和元年から令和3年までに600億円のうちの200億円を前倒しで使う。そして令和4年から令和6年までは1.5倍の300億が譲与税として使われる、令和7年から10年までは2倍の400億が使われる、そして令和11年から14年まで2.5倍の500億が譲与される、そして令和15年からは3倍、満額の600億が均等に譲与されるということでございまして、今1,300万と言いましたけれども、それが令和15年には3倍の約4,000万になるというようなことでございまして、その配分の比率といいますのが50%が私有林の面積割、20%が林業についている方の就業率割、そして30%が市町村の人口割ということでございまして、今申し上げたように吉野町では今年度は1,300万から始まると。ちなみに大淀町は約330万、下市町は700万足らずというのが現状でございます。

そして、私町長にこれ1つ提案をしたいと思うんですけれども、その作業班という言葉も先ほど町長の口から出ましたんで1つ申し上げたいと思うんですが、かつてといいますか、今もあると思うんですが、町村長さんたちもメンバーに入っていると思われるんですが、石橋保男さんが長らく会長をされておりました吉野、北山……正式名称は忘れましたが、林業流域活性化何とか協議会というのに、

本当はそこに委託して事業をやってもらうのが本来の姿かなというふうに思うんですけども、私なりにいろんなことを研究しました結果、また前県議会の松尾議員ともいろいろ相談をしておったんですけども、例えばの案でございます。吉野、本当を言うとその吉野500年の歴史という話ですから吉野郡全体で考えていきたいんですが、余りにも吉野郡全体で考えますと、十津川まで含めますと余りにも広過ぎてもう難しいということ。

私の案ですが、169沿いと168沿いと十津川、野迫川というような3つぐらいに分けて、例えば吉野町、川上村、東吉野村、上北山村、下北山村、これを合わせて1つと。また、余りよそのことには感知はしたくないんですが、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、そしてやっぱり今非常に西吉野村なんかでも林業盛んでございますんで五條市も入れて、それで2つ目のブロックというんですか、エリア。そして十津川、野迫川というので、それをお金に換算いたしますと今言った吉野・川上云々のほうで今年だけでも8,600万という金がございます。そして2つ目の大淀・下市云々の案で5,500万、十津川、野迫川で6,200万ということで、うち、今例えば吉野町が一部事務組合でもつくろうよという話しをすると、ひょっとすると吉野町また離脱するんちゃうんかというような懸念もある中ではございますけれども、これ3つぐらいの一部事務組合をつくっていただいて、といいますのが、吉野町単独でいきますと1,300万しかない、しかし集めると8,600万あるという中で、これが徐々に先ほど申しましたように1.5倍、2倍、3倍というふうに膨れ上がってまいります。そういうふうな事業を広域的にやっていくのには、今何ぼしたいこと、やりたいことを言っても1,300万ぐらいでございますと、じゅんと言うたらもう終わり、基金に積んでもたかが知れておるという中で、これだけのお金がございますとその中でいろんな事業が見えてまいります。そして、1.5倍、2倍、3倍になっていきますと大きなお金になりますから。

私は、一番言いたいのは組合として、一部事務組合でヘリコプターを持っていたきたい。例えばそれは買うという方向でもよろしいですし、例えばリースという方法も、いろんな方法があると思います。そんなことも考えていつていただきたいなど。

ヘリコプターを何で買えと言うかという経緯を申しますと、もちろんそのヘリ

コプターの集材が始まってからもう何十年もたつんですけれども、ご存じのようにもともと中日本航空とかアサヒとか、今アカギさんとか何か3社、4社ぐらいあったように思うんですが、今アカギさんの1社しかございません。万が一その1社で何かのことというんか、事故というんですか、そういうこと、ないことが起こりますと即座にとまった場合に出材、集材というのはもう全部全滅になってしまうという懸念から、私ども製材組合とかあるいは上吉野木協、連合会、中吉野木協、また県木連を通じて県のほうにも何回も陳情にまいりました。ところがやはり機体1基が、例えば購入すると5億円とか、毎年メンテナンスに相当な金がかかるといような点で了解もいただけなかったし、1つの林業界だけに投資するといふのにはやはり税金の使い方に公平さに欠けるといような点もございました。しかしながら、今回譲与税ということで、言えば森林管理、森林運用に特化せよといようなご指導だと想像しますんで、その辺でひとつ考えていただきたい。

そして、先ほど町長もう班をつくれという話もございました。人材育成ということにも当然使える話ですから、組合をつくって行政職員として何人か雇って、例えば多分山で作業するんだったら3人、4人ぐらいが1つのグループでしょうか、それを3つグループぐらいできるぐらいの人を雇えるようなお金は譲与税から算出できるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の方向性、町長は先ほど山本議員の質問の中で次も出馬するといような考え方がちらっと聞こえて参りましたけれども、そうしたらもっと先頭に立って、首長さんらに、こういことで単独ではしんどいからみんな寄ってこういことをやっていけへんかといようなにお声がけをいただきたいし、私たち議会の議員としては同僚議員が多数おられますので、そこに言葉は悪いですがいわゆる根回し的なことは私議員のほうでやっていきますので、その辺のことは考えられないかといのを、ちょっと町長のお考えをいただきたいと思います。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

大変いいご提案をありがとうございます。

ヘリコプターの話も、ヘリの出材が本当にできなくなってどうしようということで走り回った記憶というのも、そういえば最近全然手をつけていないなと反省しておりまして、今の提案の中で一部事務組合をつくってどう運営するかとか、そういう広域のやり方どうしようとか、皆さん今譲与税をどう使おうかということで悩んでおられるんで、提案するにはいいかと思うんですが、なかなか冒頭おっしゃったとおり一部事務組合つくって大丈夫かというのありますので、今もし取っかかりを立てるなら、ヘリをヘリ集材に特化したところで各市町村から出資ししませんかみたいなような、あるいはその運営にやりませんかというような提案は、これはなかなか受け入れていただけるかなというふうな感覚がございますので、ちょっと計画というか探ってみたいと思います。

私自身の考え方で、先ほどの今後どうするかの中で、吉野町全体の土地利用で山林をどうするか、それは今の譲与税の話で森林をどう管理するかという話、町有地であり私有地も含めてですね。その中でも町の責務として、これは森林あるいは土地を守っていかなければならないだろうというふうには思っています。その中でどう林業をやっていくか。一方で、それが本当は民間に全部やっていただければいいけれども、なかなかそこまでの力はない、でもまだ民間の業者もしっかりいらっしゃる。それと競合しないように、民間の方がやりにくいようなところとか、広葉樹に変えていくところとか、そういうところをどう整理していくかというところで、実務班が必要じゃないかなという気がしております。

だから、民間と競合しない形で、そして安定的に材を供給するというね、今の全くご存じのとおり、材がなかなか出てこないという部分があると思う、その辺のところ、競合しないような形でその先の製材業者さんなんか仕入れしやすくするんだと、安定的に供給するにはどうするかということが大きなテーマかなと思っております。これはやれる範囲内で吉野町としてやりたいと思っておりますが、一方での今おっしゃったヘリの集材に関して、これは1町村だけではしんどいと思うんで、これを各組合にも声をかけて検討するようなところを探ってきたいなと思うところであります。

またこれからもご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

山本議長

中西議員。

中西議員

すみません、ありがとうございます。

今、ヘリコプターの中で話し中に少し漏れてしまったんですけれども、当然、行政というんですか、公でヘリコプターなりを持つということは、やはりこれから出材をそれでやっていくとなったときには、当然一番懸念するところがコストでございまして、それがぐっと下がるということはもう中井議員もご存じのとおり、そうすればやはり出材意欲、また森林の経営意欲もわいてきて、もっと増産してくれるんじゃないか、増量の材を提供してくれるんじゃないかという期待もするところでございます。

それともう一つ、ヘリコプターという話だけで申しますと、例えばこれ町長、危機管理の問題も含んでくるんですけれども、みそもくそも一緒にできへん話かもわからないんですが、近い将来には必ず南海地震・東南海地震がやってまいります。そのときにやはり奈良県でもどれだけの災害が起こるかもわからないという中で、どこで寸断されてもおかしくない、そんなときに例えばそういう集材用のヘリコプターでありますけれども、それが例えば吉野地区にも1つある、例えば天川のほうにも1つあるということで、どこにでも飛んでいけるような、防災面での危機管理ですね、そういう意識を持って実際に飛んでいってやってもらおうと。

今奈良県にも防災ヘリは2台ほどあるようでございますけれども、近隣から要請があったらそっち向いていかなあかんというのは現状で、本当に吉野の田舎で孤立してしまうときにどうやって助けていくんやとか、どうやって物資を調達するんやというときにも、集材と同時にそういうこともかかわっていったらなというふうなことで、一部事務組合という言い方が悪いのであれば、例えば町長、局長にも教えてもらったんですが、事務の共同化というような進め方もあると思いますし、いろんな進め方は考えられると思うんですが、その辺はいかがでございましょうか。

山本議長

北岡町長。

北岡町長	一部事務組合もご存じのとおり、各議会があつて、あるいは各市町村で賛成いただかなければ進まないとか、非常にややこしいことがございます。そんなことで我々も南和の事務組合が南和協議会に変えたりとかいろんな動きをしているわけですが、そういうフレキシブルに動くためにもそういう形の組織が望ましいかなと思っておりますし、やる事業そのものが本当にいいお話なので、自由な形で、余りハードル高くしないで動きやすい形というのを考えていきたいと思ひます。ありがとうございました。
山本議長	中西議員。
中西議員	そうしたら、町長も今、いいお話なんですよということなんです、言ってくれまして、これからちょっと要するに先頭に立ってちょっと旗振り役をしていただいて。やはり私たちも町長もですが選挙をくぐっていかなあかん立場で、やはり吉野林業500年の歴史とか、木のまち吉野町とか、そんなことを私らもいいて、これ絶やすことができないんですよ、私たちは。これを将来につないでいくためにも、どうかひとつ旗振りのほうを、もう方々よろしく願いをいたしまして、ちょっと時間早いんですが一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
山本議長	続いて、中井章太議員より出されております (1) 地域再生法の支援措置メニューの活用について (2) 森林環境譲与税の活用と林業政策について (3) なら子育て応援団の取り組みについて の一般質問をお願いいたします。 中井議員。
中井議員	4番、中井でございます。一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。 私のほうからは3点質問をさせていただきます。森林環境譲与税につきまして

は中西議員と若干重複するところもありますんで、そちらのほうはお話をさせていただきますけれども、答弁のほうは私の内容のみで結構でございますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目でございますけれども、地域再生法の支援措置メニューの活用について質問させていただきます。

地域再生制度は、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を、総合的かつ効果的に行う目的で、平成17年度に設立されました。平成26年以降、地方創生の流れに呼応し、4度の法改正による支援措置の拡充等が実施されています。地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法とともに、地方再生法は個別の地域における地方創生の推進のための有用なツールとして、その役割は大きくなってきています。

吉野町におきましても、再生法を活用して約15の事業を推進・実施中ではありますが、支援措置メニューが地域の課題解決に向けた取り組みにつながっているのか、事業効果も含めてご答弁をお願いいたします。

特に小中一貫教育に伴う役場庁舎、小学校跡地利用、さらにはワールドマスターズ関西、県が進めているフォレスト・アカデミーなど、吉野町の土地利用にも大きな影響を与える事業が目前に迫ってきています。第3次総合計画におきましては、都市計画マスタープラン作成というのが記載されておりました。そしてまた第4次総合計画、後期基本計画の5年後に実現したい施策の方針にも記載されている土地利用計画の策定なくして真の課題解決につながらないと考えます。その観点からも、早期に土地利用計画を策定するとともに土地利用にかかわる支援措置メニューを活用すべきだと考えますが、町長のご答弁をお願いいたします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

地域再生制度でございますが、本当に平成17年から何回も改正されて、また今度もまた改正されるようでございまして、今提案されていますのは民間ももっと

交えていこうと、官民連携の場合、民間からの資金が入った場合、今まではそれを引いて国と地方で半分ずつみたいな形が、今度は国と地方で半分ずつした後、民間からうまく資本を入れたらそれは地方の負担から減らそうと、地域の負担を減らしていこうというふうな方向でまた改正がされるというふうな話を聞いております。

私どももいろいろと使わせていただいておりますが、具体的に目の前にあるカヌーのワールドマスターズ関連の施設に関しての使い方、あるいはDMOに関する使い方と、そういうところでは使っておりますが、全体的に本当に議員さんおっしゃるとおり、3次総合にあったマスタープラン作成、4次の間には私ども今回のにぎわしをやりようと思っている、拠点をつくろうと思って立地適正化計画とか小さな拠点とかいうふうなことを提案して検討しているというところで、必ずネックになるのがそのマスタープランの作成ということございまして、これは非常にハードルが高いと聞いておりました。でもこれをやっていかないと全体的な吉野町の土地利用がうまくまとまってこないで、おっしゃるとおりこれは本当に大きな課題でございます。ただ、先ほど申しましたが次の第5次総計の中でのきちんとした位置づけをしなければならないなと思っています。

ハードル高いかなと思っておりましたけれども、最近近隣で田原本町が作成されたという話、また高取町がそれにスタートを切ったという話聞きましたので、それぐらいならと言ったら失礼ですけれども、我々もしっかりとやっていくと。先ほどの山本議員のところの答弁でも答えましたけれども、大きなテーマがある、小中一貫、地域拠点の再生、それからワールドマスターズの開催、そういうイベントを使いながらそれをうまく土地利用に持っていく、先ほど言いました森林の絡みに関しましては管理制度を使いながらどうまとめていくか。そして今回まだ質問されておられませんけれども、ずっと課題になっている遊休農地から農業を復活する、農業の観点での農地の集約あるいは事業を進めていくということを含めて、しっかりしたものをつくっていかないと先見えてこないと。

今、本当に種をまきましたけれども、種自身がばらばらで見えていないやつをきちんと方向づけする、そのためのマスタープランの作成に、今年度からはなかなか難しいかもしれませんが、今年度から調べさせていただいて、少なく

とも第5次総計には大きな柱としてつくっていかなければならないなと思って
おります。

山本議長

中井議員。

中井議員

強い経済基盤をつくるには、今町長答弁いただいたとおり、この土地利用とい
うのが非常に重要な思います。野木議員も、過去にこの都市計画の見直しとい
うのを非常に何回もされておりました。そんな中で、本来大きな事業が歩む前に、
やはりやっておくべきかなというのは痛切に思います。

それが実は都市計画区域ですけれども、これは過去からさかのぼって人口です
ね、やっぱり市街化区域の人口、また市街化調整区域内の人口、都市計画区域外
の人口ですね。この辺の数字がどうなっているのか、実際にその年齢階層はど
うなっているのかとか、そこをやはりもう少し掘り下げて地域の実態に合う、そ
してまた、今の世代が未来につなげるような規制緩和もしていけないといけない
というところが、ここ数年の中でちょっと見えてこなかったのかなというふうに
思っております。

これ、古い数字ですけれども、昭和50年ですけれども、このときは人口1万
5,841人で市街化区域内の人口が5,722人、市街化調整区域内が3,729人、都市計
画区域外が6,340人、このような割合です。ほとんど面積にいくと市街化区域と
いうのは約2.5%ぐらい、吉野町にとってみたら少ないんですけれども、これぐ
らいの割合でいた。それが平成30年になると市街化区域内が2,613人、市街化調
整区域内が1,898人、都市計画区域外が2,778人、計7,289人というふうな数字に
なっているわけです。

ですから、当然昭和50年と平成30年で先ほど最初に話させていただいた年齢
階層であつたりとか、事業者の形態、また空き家の数とか、そういったことも含
めて随分変わっているかなというふうに思います。そういった部分を軸に土地利
用計画であつたりとか、先ほど地方再生法のどの支援メニューを活用するかとい
うのを考えていくべきではないかなというふうに思います。

先ほど町長が田原本町とか高取とかいう話をされていました。その中でいく

と、生涯活躍のまち形成事業計画というのが十津川村であったり、これも実際にもう進められておる。三郷とか天理とか上北山村が進められております。また、小さな拠点の形成支援というのはいわゆる集落圏、生活集落生活圏をどこにしていくなかという、この上市を周辺にするのか、また小学校単位にするのかとか、そういうことも含めてそこで出てくるのが地域再生土地利用計画の作成とか、農地転用許可の特例の措置とか、こういう部分が計画を立てることによってより緩和した形で事業が進められると。そういったことをぜひ早急に進めていただいて、5次総計ではやっぱり実現に向けてやっていただきたいなというふうに思います。

今は、実際に残っている事業をやっている人でも、やっぱりその事業経営がよくて工場を新しく増築したいとか新設したいとなっても、なかなかそう簡単にできない。やはり新しい企業を呼ぶのもいいんだけど、今実際にこの地域で頑張っている経営者、小規模事業者の方たちが、今本当にどこで苦労しているのか、やはりそういった事業を拡大するときとか、もしくは雇用の面で非常に商売、製造業、受注はあるんだけど将来に向けての労働者雇用が非常に不安定であるといったところの部分もありますんで、そういったことも含めて、どの地域のエリアならばそういうふうな特例措置を使ってまた工場新設とか、農林業を推進するような施設ができるのか、そういったことをぜひ考えて進めていただけたらなというふうに思います。

それと同時に、自治協議会が実際に今進んでいます。進んでいるときにも地域交流拠点とかそういうふうな部分の改修とかも、実は予算化されて出てきています。そういった部分に関しても、実際に地方創生拠点整備交付金というのを活用しながらすると、より単費とか過疎債とか借りずにできる方法もやっぱりあるんじゃないかなというふうに思います。ですからやはりその基盤になる部分というのをぜひ最初に考え、それのもとにいろいろな支援措置メニューを考えていただくと。そうでないと、せっかく補助金をいただいたものが、未来の投資に連続してつながっていけるような方法をやはり考えるべきであるのではないかなというふうに思いますんで、その辺を重々に考慮しながら、この地方再生法の支援措置メニューの活用と土地利用について進めていただければなというふうに思い

ますが、町長、それ、答弁よろしく申し上げます。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

全くおっしゃるとおりでありまして、ただ、計画を立ててコンサル入れながら我々の頭の中でやって、こうしましょう、ああしましょうと言うのはいいんですけれども、なかなかそれ、実際それで進むのかというと難しい。私もこの何年かの方針としては、もう、とにかくもう自分で考えてくれということがまず一番で、そこから始まっております。今、自治協の動きで、自治協の動きでこれが欲しい、あれが欲しいというときには、じゃ、どうしようかという、そっちからの動きを待たないと、どっちも並行してやっていかないといけないと思っています。確かに、そっちのほう具体的な動き方のほうが進み過ぎていて全体計画が見えてへんというのは全くそのとおりなので、そちらを早く補充することによって相乗効果的に進んでいくのではないかなと思っていますので、ご意見参考にして、これからご指導よろしく願いいたします。

中井議員

はい、ぜひ大きなブランドデザインのもと動けるように、よろしく願いいたします。

続きまして2番目でございますけれども、森林環境譲与税の活用と林業政策について質問させていただきます。

今年度から導入されました森林環境譲与税の活用と林業政策ですけれども、この件に関しましては災害予防の観点、また雇用の創出など、市町村みずからの果たす役割も大きくなることから、林地台帳の整理や森林GISによるクラウド化など、森林情報の整理を進め、制度に対応できる体制を整えていただくよう、2017年3月、同じ年の12月、そして2018年9月議会にわたり3度の一般質問をさせていただきました。しかしながら、制度に対応できる財源を生かす体制ができていないのが現状ではないでしょうか。先ほど中西議員の答弁にもありましたけれども、本年度から林地台帳の整備とか、非常に、実際制度始まってからこの財源をどういうふうに、さきの境界確認とか事業フィールドの確保の部分で、やはりま

だできていない部分が多々ある。そういった体制をやはり早急に、今からでも体制を整えていくべきではないかなというふうに思います。

吉野町の林業政策を振り返ってみますと、平成28年に自伐林業推進室をつくり、自伐型林業による林業家育成、これは町長が3期目に対する基本姿勢、7つの約束の1つの方針でありましたけれども、平成28年度においては決算ベースで94万6,447円の事業費、平成29年度においては当初予算461万8,000円に対し事業の決算額が107万円、不用額が224万円、平成30年度におきましては当初予算202万8,000円に対して地域おこし協力隊が途中離脱ということで事業そのものなくなってしまう。なぜこのような林業施策になってしまったのか、検証がない限りまた同じようなことを繰り返してしまうんじゃないかなというふうに思っております。

自伐林業推進型というのもやはり1つの流れの中で言葉が出てきて、そういう組織ができて協会に入るとか、そういうふうな一時的な林業施策に捉われず、足元をしっかりと見据えた、地域の実情に合った林業施策を進めるべきではないかなというふうに思います。まずは林業施策の検証も踏まえて、森林環境譲与税の活用、町長、答弁お願いしたいと思います。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

はい。自伐型林業に関しましては、おっしゃるとおりはっきり言って失敗してしまいました。同時期に下北山村で動いておりまして、まだというか一応元気にやっておられる。担当課に吉野町とどこが違ったんだと、なぜ向こうは続いているけれども我々はできなかったのかということを、きちっと、主に人間の問題でありまして、地域おこし協力隊が入ってきて彼らが適当に事業化していくであろうと、そのお手伝いをすればいいというぐらいの立場の関わり方では全然だめだったということでございました。下北山村に関しましても、担当者が自分がもう先頭に立って引っ張っていった林業経営を実践していく、そのくらいの勢いでやっておられて、やっとな今4人がやっておられると。

あと、土地柄、吉野、川上のほうの吉野ブランドではなくて熊野に木を出して

おるから吉野ブランドということではないので、割と手放す方も多くて集約もしやすかったというふうな、いろんな事情もある中で、そういう差を感じております。一方で、同じように地域おこし協力隊を入れたときに、木工関係だと彼らが入ってきてちょっとお手伝いしたらそれなりの作品ができて、製品ができて、動き出して事業になるんですが、林業のほうについては全くできなかったというのが反省点で、これは我々のほうから、担当者がみずから一生懸命林業するんだという気合を入れてやらなければいけないと。先ほど言っていましたように、そういうふうな山を守る体制を整えなければならないなど。だから林業家を育てるということはちょっと現実ではないのかなと思っておりまして、山を守る観点から譲与税も使いながら、そういう方向での動き方をしていきたいと思っております。

それから、議員さんには前々からGISを使ったりとか、台帳を早く整備しなければいけないと聞かせながらなかなか進めることができませんでしたが、これもこの譲与税のことをきっかけにきちんと進めてまいりたいと思っています。

山本議長

中井議員。

中井議員

非常に、どこの部分でこの財源を使っていくか、先ほど中西議員のほうからこの活用について、大きな枠組みでというのは私もそれに関しては非常に賛成だなというふうに思っております。単体で見ると非常に財源が少ない、そしてまた影響する範囲も狭いんじゃないかなというふうな部分と、実際に今どこに、町長先ほど守る体制ですよね、守る体制をどうするか、そういったときに今、この林業の従事者の数というのをやはり意識しないといけないと思うんです。奈良県で合わせても920人なんです、たった。

吉野町におきましてこの環境税のベースとなる林業就業者数が74人、一番大きい十津川が84人程ですか、東吉野村よりこの吉野町のほうが林業就業者数は多いんですね。それはどういうベースでなっておるかちょっとそこらの詳しいことはわかりませんが、実際にこの林業就業者をやはり増やしていく、それをすることによって山をも守っていくという、この人材育成をやはり早急にしていか

ないと、災害のときに道路を塞いでしまったときに対応できる人がいないとか、ちょっと今の現状を見てみると、やはり黒滝村も本当に大きな山林を抱えていますけれども、あそこは森林組合が東京からとか地域おこし協力隊を入れて作業班をつくっています。でもやっぱり事業フィールドがないから高取に行っただけとか、たまにそういう話も聞くことがあるんですね。ですからやはり今回の森林環境譲与税というのは、将来に向けて人を育てるという概念をぜひ持っていたきたいなというふうに思います。そういったことが実はフォレスト・アカデミーの延長上につながったりとか、その先にある林業公社をつくっていくなり企業を参画していただくとか、そういったことにつながるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、いろいろな多分活用の仕方というのはあるでしょうし、検証もしていかないといけないですけれども、やはり私が思うには、この林業家の育成というのが、実は今奈良県でも抱えている大きな課題かなというふうに思います。

奈良県の地元就職率もこの間奈良新聞に出ていましたけれども、実際にいろいろ環境、違いはあるけれども地元就職率が12.4%と全国でもワーストの状態です。そんな中で新しい企業を呼んできて就職希望者を募ろうというのは、なかなかすぐにできることではない。ただ、こういうとくに南部ですね、吉野からの他の部分というのは非常に大きな山を抱えて今こういう環境税、譲与税というのが生まれたときにせめて林業従事者を10人、20人増やしていくねやと、そういう目標の中で地元の就職希望率をアップしていこうと、これは私自身はできないことではないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、環境譲与税だけの話でしたけれども、実はそれに伴う放置林整備事業、これは奈良県の環境ですけれども、これと美しい森づくり基盤事業、これは国からの事業です。吉野町で見ましても平成28年決算ベースで6,100万円、29年度で6,400万、ですからこの単体で見てもこれぐらいの金額を逆に森林整備のほうにそういう助成金としてもいただける可能性もあります。そこには木材の造林事業というのは入っていませんから、それを含めるともう少し大きな予算をいただけるんじゃないかなというふうに思います。ですから、今これだけ木材の価格が下がって非常に民間の事業体が人を育てることが非常に難しい状況になってきて

います。だからこそ、やはりこれは吉野全体が人材育成をしていくという観点に立って、ぜひそういった旗振りをさせていただくことが、この吉野の大きな山を守り財産を未来につなぐことではないかなというふうに思いますんで、そういったところをぜひ町長にはお願いしたいなというふうに思います。

この件につきましては先ほど中西議員からも質問もありましたので、余り答弁というのはよろしいですけれども。ただ1点だけ、平成29年8月に山林所有者のアンケートというのをとられています。このアンケートをとっているんだけどそれが余り現実的に生かされていない。先ほど言うたように荒廃が進んでいる山が60%とか、この回答年齢が60歳以上が75%とか、もう少したってしまうところの境界そのものもわからなくなってしまう層になってしまう。だからこういうアンケートをぜひ活用していかないと、フィールドというのは確保できないんじゃないかなというふうに思いますんで、この辺の山林所有者のアンケートそのものをどういうふうに生かしていこうとかというのは、担当のほうからもし今方向性があるならばお答えいただければなと思います。

山本議長

上林参事。

上林総合
政策参事

平成29年度にとりましたアンケートについて、確かにまだ現状では生かし切れていないところがございます。この環境税の活用にもリンクして、ここはきっちりとそのアンケートも活用して、まずは情報の集約と整理と行い、きっちりと所有者にもそれが伝わるような形で環境税を有効に活用するように進めてまいりたいと考えるところでございます。

山本議長

中井議員。

中井議員

ぜひ、貸してもいいという方が56%、吉野町とか森林組合等に貸し出し先は70%ほど、これだけの方が実際にもう貸し出してもいいよというふうな形でおられています。ですから、そういった方々の山林を、まず吉野町の中でしっかりとどこどこにあるという、これは把握ですよ、このエリア把握をしながらその周

りを埋めていくとか、そこの知っている方に協力を得ながらしっかりと管理できる体制を把握するというのを、ぜひ産業振興という形で、上林参事のほうも2つは大変かと思いますけれども、そこらの部分を進めていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは3つ目、最後ですけれども、なら子育て応援団の取り組みについて質問させていただきます。

奈良県市町村等ではさまざまな分野、地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とするなら子育て応援団を設立しました。なら子育て応援団とは、妊婦及び18歳未満のお子さんがある世帯を対象として、協賛店から料金等の割引や特典などのサービスを受けることができます。それに加えて国と全国の自治体が協力して子育て支援パスポート事業の全国共通展開がスタートし、平成29年4月から47都道府県の相互利用が可能になりました。日常生活のほか、旅行や帰省の際にも全国の協賛店で利用することができます。

利用方法については、スマートフォンなどから子育て応援団のロゴマークをダウンロードし、協賛ステッカーの張ってある協賛店に提示することにより、サービスを受けることができます。しかしながら、こういった取り組みがあるにもかかわらず利用者、協賛店ともに少なく、まだまだ知らない方が多いのが現状で、もっと広く周知を行う必要があると考えます。

例えば、利用者においては吉野町におきますとにこにこランド・にこにこルーム、こども園、小中学校への資料配付、役場の窓口パンフレットを設置、また協賛店の登録につきましては、近隣自治体の関係部署と連携を含め、もっとPR活動をしていくべきであると思います。

実際にこの制度、最初登録された方とか利用された方も、結構中には知ってはいらという方もおられるんですけども、ほとんど知らないのが現実なんです。それと同時に、この平成29年4月から全国で相互利用ができるようになったという制度も知らなくて、なおかつこの協賛店登録されているところがまだまだ少ないと。

吉野町においてはちょっと調べたんですけども、18店舗あるんですね。近隣でいくと大淀町が17店舗、下市は3店舗。これ実際にはJAとか銀行とか、そん

なんが多いんですね。ですから、本来その18歳未満、妊婦さんのみんなで子育て応援しようという丸亀製麺とか、そういったところは1杯小さなうどんをサービスとか、吉野でも何店舗かはありました。それはお母さん方がちょっと関心を持って、それならば協賛店として協力しましょうというふうなことでやってもらえる方もありましたけれども、実際にこれ自身に別に予算が要るわけでもなく、要は周知、そしてまた全国的に、奈良県でもそうですけれども、広めることによって、利用者側もそしてまた協賛店側も非常に協力するということで広められることではないかなというふうに思います。

県そのものがこういう応援団をつくり、そこに自治体とかが協力しながらこの制度を広げていく仕組みでございますので、吉野町におきましてもこういった制度をどうやって広げていくか、そのあたりにつきまして、今の現在の取り組み状況と周知、協賛店の募集方法について、これ町長、もしわかるようでしたら答えていただいて、わからなければ担当のほうからでも結構でございます。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

詳細は担当課から。

すみません、これ私全く知りませんでした。これだけ子ども子育て一生懸命やっているといいながら、県の子ども子育て会議に出ながら、子育て応援団のことが話題になったことは1回もございません。またこれ、最初登録した切りほうつてあるんで更新もしていない、先ほど吉野町18とおっしゃいましたけれども、この中でもう既に廃業したところもたくさんありまして、非常に驚いておるところでございます。

ただ、担当のほうはどこそこの動きは知っていますという話がございましたので、今後どうやってやっていくかこれからしゃべっていただけたと思いますけれども、とにかくもう一度町内の店舗の確認あるいは拡大、少なくとも吉野町としてはこれだけやっていますというようなことを全面に出して、そしてうちへ来ていただくと吉野町の子育ての方々にはこれを利用しましょうというようなことをPRするのは、おっしゃるとおり大した予算も要りませんのでぜひ進めてまい

りたいと思います。

これから具体的にどう進めるかを担当のほうから喋らせてもらいます。

山本議長

北谷次長。

北 谷

ご質問ありがとうございます。

教育次長

ご質問のように、なら子育て応援団は、そもそも平成17年8月10日より県事業として地域全体で子育て家庭を応援するため、18歳未満の子供や妊婦さんがおられる家庭の方に、趣旨に賛同していただいた加盟店がさまざまなサービスを提供していく事業です。店舗によっては料金の割引やミルクのお湯を無償でサービスするとかというようなサービスがございます。

現在、県の協賛店は1,740店舗、また利用者の登録者数は3万3,000人となっております。これが私の記憶では、初め奈良県からスタートして近畿圏内が使えるようになった、それから平成28年4月より子育て支援パスポート事業として全国展開しております。ただ、全国展開しておりますが県外の店舗によっては使える店舗、使えない店舗もございます。

周知方法でございますが、この制度、出生届けや転入届け時にさまざまな子育てサービスが記載されている子育てガイドブック、ここに掲載しております。それから保健センターで5歳までの子育て家庭に子育て情報を提供する子育てアプリ、このようなものによって周知、それからホームページ等に周知を行っております。

また、当然県の事業でございますので県のホームページ、また主要駅や県立病院にあるデジタルサイネージ、電子掲示板等により周知を行っているものでございます。平成30年度におきましては、加盟店の拡充に向け、地域少子化対策重点交付金の一部を活用し、県内250社ほどの企業にリーフレットを配付し、周知を行っているものでございます。

今後、おっしゃるようにまだまだ周知されていないという実情がございますので、利用促進や加盟店加入に向け、当然県との連携やケーブルテレビ、広報誌、またご指摘のように子育て家庭が集まるような機会を利用し、周知を図ってまい

	りたいと思います。 以上でございます。
山本議長	中井議員。
中井議員	今答弁いただいたとおり、子育てマップのほうも多分古いやつやったと思うんですね。ですから今最新の情報を掲載していただくなり、できるだけ多くの方に周知していただきながら協賛登録店を増やしていただきたい。また、10月には消費税が増税になります。ですから、少しでもそういった軽減も含めてこういった制度を活用していくことが、より子育て世帯の負担軽減にもなるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。 これで一般質問、終了いたします。ありがとうございました。
山本議長	続いて、薮坂眞佐議員より出されております (1) 町内公共交通等、暮らしに必要な情報の有効的な発信について (2) 吉野町の町づくり・観光事業・産業等々の位置づけについて (3) 次世代に多額の借金を残さない財政健全化について の一般質問をお願いいたします。 薮坂議員。
薮坂議員	8番、薮坂でございます。 一般質問させていただきます。 私は、日ごろ町内の個人の皆さんはもちろん、地域の団体やグループ等からさまざまなご質問やご相談を受けさせていただいています。質問の根拠は常に住民の方の切実な声や現状そのものですので、C V Yをごらんの方たちが納得できるご説明及び情報共有ができる内容で、ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。 まず最初に、町内公共交通等、暮らしに必要な情報の有効的な発信について。 スマイルバスの突然の変更、これはもうタクシー会社の破産ということでやむを得ない、避けられない事情だったんですけれども、この運行が変更されたこの

現状と今後の取り組み、それからほかの地域での可能性というばくつとした言い方ですけれども、具体的にはこの形でスマイルバスのハンドブックが配られました。これを見て相談を受けたときにさっぱりわけがわからなかった。

3 ページの中にはAコース、小名というところで、小名と三茶屋のAコースだけで5行もあります。つまり、10月から2月まで、3月から9月まで、6、7月以外、6、7月、それから通年。こんな5通りもあるところが私自身は最初理解できなくて、「何でバス、1時半に吉野病院に出るバスあるやん」と言って、やっと上の月に戻らなければならないということがわかりました。ですから、全町民の皆さんたちにはこれで周知徹底がされているという中身ではありますが、小名、殿川の人たちには1時半に乗っても続きのバスがないから、バスが来るまで3時間も待たなければならない、小名、殿川に帰れない。それが間際にほかの人から「あんたあのバス乗ったらあかで、吉野病院で4時間待たなあかで」というふうな、「もう待って次のにしいや、というふうな電話もらったけれどもどういうこっちゃ」というお怒りの電話でございました。ですから、そういうこともありまして、小名、殿川に関しましてはその件があった以降自治協含めて随分と動いてくださいました。

それで、その中で何とか自治協議会でならないものだろうかという形で動いてくださったんですけれども、まずこの動いてくださる中で、自治協議会が車を準備し、運転手を確保し、そういう体制がつくれるようにということで役場のほうが動いてくださって、実際にはもう小名殿川線が1部分廃止になってからですけれども、やっと動き出し始めたというふうなことがあります。

これは後でまた情報システムのありようについても申し上げますけれども、まずこういう取り組み、ほかでも実際に今後バスが入れなくなるというふうな状況が出てこようかと思います。そのときに自治協で車を準備する、運転手を準備して皆さんが交通難民あるいは通院難民にならないような、そういう取り組みをしていかなければならない時期がもうあつという間にやってくるんじゃないか。ですから、そのあたりで他地域での可能性も含めて、町長さんがどのようにお考えかお尋ねします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。本当に住民の方々からのご指摘ということで、ありがたく思っております。

行政側の職員の本当に悪いくせで、皆さんに見ていただいたらわかるよというような資料をつくったらそれで終わりというところが多々ございます。例えば今のバスのハンドブックにしましても、全体じゃなくて、じゃ、その地域の方はどれに乗ったらええのかといったような質問、個別の案内ができるぐらいの知恵を働かせてほしいし、そういう指示もしたいなと思っております。

ご質問の内容でございますが、実は私も今回の相互タクシーさんの経営破綻が非常にショックでございまして、バスを走らせて、それからデマンドタクシーが好評なので、私としては本当に全地域がデマンドで動けるぐらいの交通体系というのが望ましいなとずっと思っておりました。ただ、今回の相互さんの決定といいますか、ああこれはちょっと厳しいなと。というのは、人材不足も含めましてそういうタクシー会社そのものが存在がしんどいなということでは、ちょっと考え方を変えなければならないなと思っておりました。また一方では、自治協議会が細かいそういう送迎サービスできないのかというのは、これずっと課題で思っております。地方創生のそういう展示会でも行かましても、そういう案内が最近多くなっております。白ナンバーで料金さえ取らなかつたら回れるとか、そういうのが許可されているんだというふうな話も、もう何年かずっと聞いておりましたんでちょっと考えろという話を今指示しております。今担当者のほうでは近隣の、そういうことをやっておられるところの調査をしております。

理想的には幹線だけスマイルバスを残して、あと細かいところは自治協議会の中でうまく運用していただくと、あるいは の交付金を使って簡易線をするかいろんなことがあるかもしれませんが、そういうふうな自分たちの足は自分たちで動いていくというふうなことをやっていかなければならないのかなというふうなことも思っております。

全くアプリでそういう、車の貸し借りしたりとかというの、そういう制度も進むようでございますが、これも多分うちの吉野町の地域では難しいだろうと考え

ると、今ご指摘のとおり今回たまたま中竜門で始めていただきましたけれども、白ナンバーで協力隊ないしは集落支援員を中心に自治協で何とか回していける、その方向をこれから探っていきたいなというふうに思っております。

山本議長

薮坂議員。

薮坂議員

ぜひ、今後とも自治協が中心になって住民の皆さんの細かいニーズに応えながら、しかも幹線はスマイルバスが走るという、このパターンが吉野町にはふさわしいのではないかなというふうに思いますので、ぜひその方向で全町を網羅していただけるようにお願いします。

それから、デマンド形式がだめになったんだということで、非常に小名殿川線あるいは飯貝藤田線が空っぽで走ってんのはガソリンの無駄使いでもったいないという善意のご指摘が出ております。デマンドタクシーのこと、あるいはデマンドバスの認可の問題などいろいろお話をするんですが、なかなか皆さんたちにはよくわからない、現状はどうなっているのかということを知りたい、また正確に、デマンドに関しては誰でもができる、あるいは吉野町ができるとかそういう簡単なものじゃないというあたりの説明も含めて、現状の課題と今後どうなっていくのか、お知らせを願いたい。よろしくお願いします。

山本議長

上林参事。

上林総合
政策参事

ご質問ありがとうございます。

デマンドタクシーについてでございますが、デマンドタクシーについての要件といたしまして、一般乗合旅客事業者の運送事業となりまして、道路運送法第4条の許可が必要となります。また、方法といたしまして、事前予約制となりますので、その事業所が実施できる規模や設備、人員が整っているかというのが、ここは大事であると思います。

デマンドタクシーの運行は、地域のタクシー会社に委託するのが一番最適と考えておりますが、特に個別の予約を受け付けて無線で運転手に伝えて配車すると

いう仕組みを持っている、また一般のタクシー車両の合間に効率的に運行ができる、依頼者の自宅等の場所を配車乗務員もよく知っているので、効率的であるというのが主な理由です。

このデマンドタクシーをやるに当たりまして、相互タクシーが破綻したときに、まず最初に近隣のこの許可を持っている奈良近鉄タクシーさん1社だけでございました。ここに打診しましたが、人員・車両の不足のため断られました。このためバス事業者さんに委託することとなりました。

デマンド運行を行うには、この道路運送法第4条の許可が必要であり、バス会社ではデマンドのノウハウや体制、また設備等が整っていないため、予約制の運行ができず、デマンド運行はできないので、定時定路線という変更をせざるを得なかったという状況でございました。

以上です。

山本議長

薮坂議員。

薮坂議員

このあたりは本当にわかりにくく、難しいですので、ぜひ定時定路線しか今の状況では法律上運行できないんだということを、何らかの形でやっぱり皆さんにお知らせをしていただきたい。でないと、本当に今回が急なことでありましてので、善意の皆さんは税金の無駄遣いというので非常に厳しい目で見られるのも現実です、よろしくお願いします。

かかわりましては、近鉄タクシーを呼んだら150円の追加料金が発生して普通にみんな払わなんですね、150円を別に。だから運転手さんがすごく謝ってくれと、でもそれでもやっぱりそれは決まりだからということのようで、「ええ、何で定額以外に150円が要るんやろう」というのは、私もその理由も含めてよくわかりませんが、吉野山の二次交通、それと同じように町内の公共交通、非常に今課題が多い、だからこそ、その課題一つずつやっぱり解決していくための町内公共交通、今後また会合があるようなんですけれども、そういうときに公共交通のあり方として整理をして、もっとシンプルでわかりやすい交通体系をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それと同時に、吉野町が超高齢化社会を迎えようとしております。今のような場合に情報発信していただくのには、二本立てシステムの構築をしていただきたい。現状のその縦系列の情報提供だと、当事者の方特にご高齢の皆さんにはわかりづらい。ですから、今回名前を出して申しわけないんですけども、この小名殿川線の場合には利用者も少なく、人数が5名と限られております。それで自治協議会の方たちが個人情報をはらすとかそういうことではなくて、この方たちに個別に案内をしたら済むやんということで動いてくださった、これは非常に大きなことです。ですから、逆に言えば、本当に困難な状況に、交通の便に関して通院難民が出そうな、そういうときには自治協の皆さんたちが個人情報を持ち寄って、それで連絡を細かに出してもらえるような、そういう情報提供あるいは災害のときも一緒だと思うんですけども、情報提供を二本立てのシステム、この二本立てシステムの構築をぜひ考えていただきたい。

また、それぞれ必要な情報を町から流して、それを末端の情報を必要とする人のところへ届けてもらえる、そういうシステムの構築をお願いしたいと思うんですが、いかがですか、町長さん。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

先ほど冒頭にありましたように、全体でお示しする部分と個別の対応というような理解だと思うんですが、行政の仕組みとして、この事業に関して担当者が網羅してするのは当然のことなんですが、それ以外のところというのは、私はそういうつもりで地域担当制をしておるわけでございまして、地域担当者の中から何人かとか個別の把握をしながら、そこの地域に合った事情を町民さんの側から上げてこいということで、両側からの行政をしているつもりでございます。だから、この二本立てのシステムという意味で言うと、それをうまくきちんとルールをつくるのが大事かと思っておりますので、おっしゃるとおり頑張っていきたいと思えます。

山本議長

薮坂議員。

地域担当の職員さんたちがという意味で理解させてもらったんですけども、現実の問題には職員さんたちって過労死寸前の方たちもおられる状況の中で、本当に機能するためには大変だなという思いがあります。ですから、逆に自治協の方との細かいタイアップや契約関係を結んでいただいたほうがいいんじゃないかな。でないと、役場の職員さんたちはなかなか個人情報まで立ち入ることは難しい面があるかと思うんです。ですから、それは自治協の皆さんだったら隣近所皆把握してくださっているから、該当者が「これこれぐらいの人数がおられると思うんですけども、個別のお知らせもお願いします」という形では出せるかと思うので、ちょっと情報の行ったり来たりの二元的な情報共有のありようを検討していただけたらなというふうに思います。それもお願いです。

2番目ですけども、吉野町の町づくり・観光事業・産業等々の位置づけについて、今質問させていただく情報は正確なデータではない部分もあるかと思うので、都度都度指摘していただけたらありがたいです。

まず、ビスターズビューローとDMO、あるいはDMCの吉野町との関連、位置づけはどうなっているのか。と申しますのも、これからの時代はやはりそれぞれの観光協会が個別に動くんじゃなくて、もっと大きな吉野町全体を統括するような町づくりであるとか、観光行政であるとか、インバウンドやさまざまな町を挙げてのおもてなしの時代が来るというふうに、山田桂一郎さんの講演を聞いたときに私も思いましたし、その流れで吉野町のDMOが今立ち上がろうと、あるいは立ち上がっているというふうに理解をしております。

その中で、じゃ、吉野町の権限は何なのか、PDCAはちゃんと機能しているのか。先ほどもちょっと自伐型のときありましたけれども、吉野町はプラン、計画を立ててD、実行まではいいんですけども、その後のチェックとそれからアクション、次の行動を起こすのが非常に弱い。ですからその辺ではかなりきちっとしたチェック、つまり総括が要ると思うんです。

例えば、補助金に関しましては平成30年度は2,520万円、このビスターズビューローがもらっている補助金全体の6分の5以上が吉野町の補助金でした。今年度予算は3,580万円というふうに額が大きくなって、プラス地方創生交付金で6,180万円、ですから1億円近いお金が準備をされております。

この組織の面ではトップが会長の町長さんですけれども、役場から派遣されている専務理事さん、これはどなたが派遣されても同じことだと思います。専務理事さんの立場はどうあってほしいのか。この1億円近い町からのお金、あるいは地方創生の交付金、できれば全体の事業を統括するような立場に役場から派遣されている専務理事さんがおってほしい。

今回のビジターズビューローの総会の議案書を見せてもらったら、4つのいろんな事業を企画立案する部署、そういうのからは外れて、セラピーなどの実務運営のみの担当になっているのはおかしいのではないかということが、ビジターズビューロー関係の方から指摘をされました。だから、それだったら総会るとき言ってくれたらいいのにと思ったんですけれども。しかも、なかなか外部の団体に対して職員さんたちが口を出すというのは非常に難しいのかなというふうにも思います。

だから、私は議員の立場で、やっぱり吉野町の皆さんの税金も含めてそれぞれ出している補助金が有効に使われているのか、あるいは議会からもいろいろさまざまなご意見や希望が出てきたときに、それを反映できるような立場に派遣されているのか、そのあたりでは非常に不安でもありますので、常日ごろから役場の視点で管理監督をしてもらえるのがその筋ではないかというふうに私自身は感じております。その辺のお考えを町長さんにお尋ねします。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

ありがとうございます。

ちょっと私と考え方違いまして、ビジターズビューローが今目指しているのはDMCでございます。デスティネーション・マネジメントあるいはマーケティングカンパニーで、これ2年以内に町から直接の補助金なしに、人も派遣せずにやっていきたいというのを目標にして動いています。現状で専務理事が中途半端だったというのは、森林セラピーで私のかわりに行かなければならないとかそういうところがありますので専務理事と肩書に入れてございますが、実質は事務局のほうで動かせというふうな指示を今しているところでございますので、ちょうど

移行期であるということをご理解いただきたいなと思っております。

それから、DMC 中心になって地域商社のような動き方をし、DMO を動かすと、デスティネーション・マネジメントあるいはマーケティング・オーガニゼーションということでやっておりまして、それは各種団体あるいは各種産業とどう組み合って地域でどうお金をかせいでいくか、そういうふうなことでやっていく、そこには地域のつながりがあるのでここにはどんな補助金がある、あるいは他団体との交渉等を含めて役所側がかかわっていくというふうな感覚でございます。

基本的には役所のかかわりがほとんどなく、ビジターズビューローとして自由に動けるような形をやってほしい、その中で地域のことをやるときにはその補助金なりを使ってうまくやってほしい、そういうふうなすみ分けを今やっているところでございます、繰り返しますが移行期であることをご理解いただきたい。したがって、PDCA は確かに吉野町自身はなかなかうまく回っていないとは感覚にも思っておりますが、今のところまだチェックまでもいっていないというふうなところをご理解いただきたいなと思います。

山本議長

薮坂議員。

薮坂議員

まだチェックまでいっていないということで非常に残念ではありますが、やっぱり年度が終わったら必ずその年度のチェックをしていただいて新しい年度に、特に今年令和が始まって、本当にビューティフルハーモニーとおっしゃったその年にふさわしいようなことをするためには、従来のきちっと総括をしてほしい。もうそれまでは、やっぱり平成の最後の年にはいろんなことがこのビジターズビューロー内で起こっております。セクハラ、パワハラ、もちろんですけどもストーカー行為などなどあって、その中でのやっぱり再スタートのために、私は新しい、生まれ変わってもらいたいという組織であってほしいと思うんです。ですからそれも含めて、やっぱり毎年きちっとチェックをして総会に反映していく、そして総会に参加した人が「おかしいけどよう言わなかった」みたいな形でないように、ぜひもっと民主的な風通しのよいのを、残り 2 年間で。DMC

でカンパニーになったら私たちは関係がないということですが、今はまだそのカンパニーを育てる段階ですので、きちっとしたカンパニーを立ち上げていただきたいというふうに思います。

また、町財政とかかわりましてですが、同じように町づくりに関しましては、町づくりとかあるいは活性化の補助金団体など、今吉野町は総ぐるみで皆さんが何とか吉野町のためにちょっと手を挙げよう、そして頑張ってみよう、こういう機運が生まれてきて、すごいなと思っています。ですからそういう町民の皆さんたちのエネルギーに、本当に吉野町のためにかかわりたい、立ち上がりたいと思ってくださる町民の皆さんたちのためにも、ぜひ町民総ぐるみの町づくり、やっていただきたい。

今年度から地域住民支援グループの申し込みなどが非常に簡略化をされました。今まで細かいルールがいっぱいあって、たくさん入っていた団体の幾つものが抜け落ちているという現状があったんですけれども、今町づくりや活性化にかかわりたいと思ってくださる町民さんが増えており、非常にありがたい状況が出てきています。

そういう中の1つに、森林セラピーが10月まで休止であると、休み期間中にも美林案内人の方から個人に対して幾つも問い合わせがある、あるいはこのままほうっておいたらせっかくのリピーターの方が離れてしまう、こういうお声も出されております。「いや、せやけど10月までは休みやからしょうがないやんか」と言っていたら、団体で継続して森林セラピー利用したいという、団体というか組織からの、昨年度の申し込みもあるようですね。奈良県警でありますとか、奈良県の教職員共済組合とか。だからその方たちがリピーターとしては離れてしまうんじゃないかという不安もあり、そんな中でこの前からチラシがいっぱいあっちこっちであるんですけれども、朝日カルチャーは10月までの期間に開催するという、そういうことがあって、「えっ、どうなってんねやろ。それならほかの団体さんにも働きかけて、もうリピーターに限り10月まででなくても動くというふうにはできないんだろうか」、そういうお問い合わせがありました。

このあたりで私は、せっかくそういうお問い合わせがあるリピーターさんたちは10月までも受けたらいいのにとという率直な思いを持ちました。そのあたり、町

	長さんはどのようにお考えですか。
山本議長	北岡町長。
北岡町長	10月まで休止と私は言いましたけれども、相談した結果、リピーターの方々、あと個人的なお問い合わせにはお受けするという事で案内しているはずでございまして、その辺はちょっと、なぜそう誤解されたのかわかりません。
薮坂議員	担当課に聞いてください。
山本議長	宮本参事。
宮本文化 観光参事	10月から再開という部分での、このリピーターの方に対しましては4月から受け付けさせていただくという部分では動かさせていただいておりますし、当然朝日カルチャー等々につきましては半年前からもうそういう部分がありましたので、その部分につきましてはビューローのほうとも相談しながら進めさせていただいたというところがございます。
山本議長	薮坂議員。
薮坂議員	じゃ、奈良県警も奈良県教職員共済組合も同じなんですね、はい、わかりました。それを聞いて安心しました。美林案内人の皆さんたちの、まだ再招集がかかっていないようで、どなたがメンバーで残って下さっているのかとかはわかりませんが、ぜひやっぱりリピーターの方が離れてしまうような、そういうことのないようによろしくお願いいたしますと思います。 それから、ほかの面でも今観光客が多国籍化して、どんどん違った国の違った言葉が話される方たちが吉野町へ来ておられます。そのときにやっぱりまとまったマップづくりやルートの見直し、トイレの確保などインフラに近いものが大幅な充実をしてもらわなあかん時期に来ておるんじゃないかな。特に2021年にマス

ターズのたくさんのお客さんをお迎えするまでに、ぜひ具体的に整備をしてほしい。

例えば宮滝の遺跡周辺はもう既に遺跡の発掘があっただけでどんどんお客さんが増えておられるということです。ですからあの周辺整備、あるいは令和の時代にふさわしい万葉集にかかわるルートや道案内の整備、あるいは多言語対応のQRコードが入った看板、その前に行ってぴっとするだけでそれぞれの国の言葉で案内が出てくるような、そういう看板やトイレなど、インフラ整備に近い整備をもっと進めてほしいというのが、ボランティアガイドやあるいは美林案内人をされている方たちからの要望でしょっちゅう耳にします。このあたりについてはいかがですか。

山本議長

宮本参事。

宮本文化
観光参事

現在、宮滝周辺におきましては、お話のとおりもう遺跡の発掘等が終わったところでございます。今年度宮滝周辺につきましては基本計画の策定ということで、本年度計画をさせていただくところでございます。いずれにしましても、周辺整備というのはこれからも考えていかないとけないということから、しっかりと取り組み方針を決めさせていただきたいなと思うところでございます。

山本議長

薮坂議員。

薮坂議員

ぜひスピードアップしていただいて、もう少なくとも今年の夏から秋ぐらい、あるいは10月のセラピー開催のときには既に一定の具体的な整備が進んでいるというふうに、QRコード入りの看板は無理にしてもそれなりのルートができている、あるいは仮設のトイレも含めて置いてあるよというふうにしていただきたい。

また、そういうことで動こうとしている町民の皆さん、あるいは新しく生まれてきた町民グループに対する支援とかアドバイスとかも、ぜひしていただきたいと思うんですが。それは可能だと思うので、よろしく願いいたします。無理で

	すか。
山本議長	宮本参事。
宮本文化 観光参事	いろいろまたそういう方々のご相談等いろいろお話を聞きながら、また支援できるところにつきましては支援をさせていただけるように、考えさせていただきたいと思います。
山本議長	薮坂議員。
薮坂議員	では、よろしくお願いいたします。 最後になりましたけれども、これはこういう取り組みというのは、やっぱり新しい今取り組みが大きく広がっておりますので、「新しき酒は新しき革袋に盛れ」、本当に生まれ変わった吉野町の観光を目指していただきたいと思います。 最後になります。次世代に多額の借金を残さない財政健全化について。 朝からも山本議員に対するお答えもありました。財政健全化法による将来負担比率について、平成29年度をもとにどう分析して今後に生かそうとしているのか、特にこれに関しましては吉野中学校の校舎の改築やこまどりケーブル導入が終わった後はもう随分楽になるよ、というふうにその当時聞かされました。借金がもうあとは返していただくやから楽になるよと聞いていたんですけれども、その後やっぱり病院問題、南和広域医療企業団の負担金の財源であるとか起債の償還とかに、合わせて16億、あるいはし尿処理の財源としての地方債借り入れ、あるいは吉野山簡易水道整備の財源として12億等々で、たくさんのインフラ整備にかかわっての起債、地方債借り入れで、この将来負担比率が上がっている、これはよくわかるんです。ただ、本当に箱物がどんどん増えてきて、これで終わりということではなく、まだ今後インフラ整備ではごみ処理どうしていくか、吉野山の二次交通どうしていくのか、町内の公共交通どうするのか、あるいは小中一貫で小学校の新設、あるいはワールドマスタースもまだ今後たくさんのお金が必要。

それから今後、水道も1本化するためのいろんな設備投資が要るだろう、このあたりで将来負担比率について今後どう分析して、どう生かそうとしているのか、朝のお答えの中で私は非常に不安も感じております。ですから、箱物とかハード面でインフラ以外のものはぐっと緊縮財政にしていく、人口がどんどん減っていきますので、そのことが大事なんではないか。なぜなら、高齢者が増えた中で福祉にお金をかけざるを得ないというのが現実であります。最後にそのあたりを町長さんにお答え願いたいと思います。

山本議長

北岡町長。

北岡町長

割と、箱物ばかり建ててというふうな指摘をいただくんですが、箱物で新しく考えたのは、今の小学校を統合して吉中の敷地内にとというのが唯一1からの箱物でございまして、あとは何とかごまかしながら使っていくというふうに思っています。

ただ、今ご指摘のとおり大変厳しくて、これからもごみ処理に関してやらなければならないとか、水道の広域化等ございます。そういうふうに広域でやっていくやつはどうしてもかかってくる。今回も、この何年かの間でも南和広域の医療の再編とか五條のし尿処理ということで、今回抜けましたけれども、さくら入っていたらまたそれはそれなりでかなり多額の負担があったはずでございます。ということで、いろんなことを逆に言うと減らさなければならぬところもありまして、3町村の広域行政組合、これももう少し縮小できないかとか、もう一つ消防のほうもなかなかこれ減らなくて、確かに消防力上がって安全力は増えているんですけども、逆を言えば負担はそんなに減っていないので、その辺のところも多少問題はございます。広域での部分が削れない部分だけ、どれだけうまく活用が大事でございます。

だから、使わないだけでなく収入を増やすほうの努力というのも見えないながらやっております、ここに上がってこないところでふるさと納税の寄附金いかに上がるかという話、制度として今安定しましたので、極端に集めるところもなくなるかわりにそこそこ頑張ればいけるのかなという努力の問題と、それか

ら今進んでおりますが太陽光パネルの発電所の借地料というのも入ってまいります。そういう形での、どこでどう稼いでいくかという部分も非常に大事な話でございますので、そちらもあわせながら頑張ってまいりたいなと思っておりますが。

とにかく、それぞれに計算しながらやれるところはどこまでやるか、朝の話もありましたけれども、小学校を潰して一から立て直してという、そういうふうなことではなくて、今ある中で財政許す範囲でどれだけのことができるかという、どこからお金持ってくるかというそういう知恵の働かせ方で頑張らないといけないかなということでございまして、数字は毎年チェックされますので、無謀なところにはならないと思っております。

山本議長

薮坂議員。

薮坂議員

ぜひ収入を増やす、去年ふるさと納税 1 億円超えて万歳をしました。今年も割とハイペースで今進んでいるというふうに聞いております。ぜひ吉野町が元気の出る町でありますように、皆さんで奮闘してください。私たち町民も頑張りたいと思います。ありがとうございました。

山本議長

一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

6 日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審議をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

6 月 6 日 午前 10 時 総務委員会

6 月 6 日 総務委員会終了後 文教厚生委員会

6 月 7 日 午前 10 時 産業建設委員会

6 月 8 日 休会

6 月 9 日 休会

6 月 10 日 午前 10 時 予算決算特別委員会

6 月 11 日 予備日

6 月 12 日 午後 2 時 本会議（第 2 日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には、十分ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はこれもちまして、散会することといたします。ご協力ありがとうございました。

（ 午後 2 時 29 分 散会 ）

令和元年第2回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和元年6月12日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 6月12日 午後2時10分開会
4. 応招議員

1番 下 中 一 平	2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史	4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平	6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏	8番 薮 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦	10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長 北 岡 篤	副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則	総合政策参事 上 林 勝 則
総 務 参 事 奥 出 亘	マスターズ参事 岡 本 克 也
文化観光参事 宮 本 憲 一	暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘	教 育 次 長 北 谷 隆 範
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長 小 西 修 司	主 査 中 出 敬 子
-------------	-------------
10. 議事日程

日程1	委員長報告（総務委員会・産業建設委員会・文教厚生委員会 予算決算特別委員会）
日程2 議第24号	吉野町子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて
日程3 議第25号	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例 の一部を改正することについて
日程4 議第26号	吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正することについて

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程 5 | 議第 27 号 | 令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第 1 号について |
| 日程 6 | 議第 28 号 | 令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について |
| 日程 7 | | 要望等 |
| 日程 8 | 同第 3 号 | 吉野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程 9 | | 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について |
| 日程 10 | | 議員派遣について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

山本議長	ただいまの出席議員総数は 10 名でございます。 定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。 これより本日の会議を開きます。本日の会議日程はお手元に配付のとおりです。 日程 1 6 月 5 日の本会議で各委員会に付託した議案等の審議結果について、委員長報告を願います。 まず、総務委員会 下中 一平委員長にお願いいたします。
下中総務 委員会委 員長	失礼します。令和元年 6 月 12 日総務委員会委員長報告をさせていただきます。 本定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案等の審議、並びに、結果につきましてご報告をさせていただきます。 当委員会は、6 月 6 日午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。 まず、「議第 26 号 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」は、現在の消防団員数が 379 人であり、近年の団員数の動向も勘案し、団員定数を実態に見合ったものとするため、現在の条例の団員定数を 405 人から 385 人に改めるための条例改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。 次に、中荘地区自治協議会 会長 竹田哲三氏より提出されております、「中荘地区自治協議会の拠点となる施設の整備についての要望書」については、理事者により、本年度予定の改修事業内容、当初予算における事業費、現在の中荘総合研修会館の利用状況及び今後の改修事業の進め方などの報告を受け審議致しました。当委員会としては、中荘総合研修会の改修事業は、中荘地区自治協議会のコア施設となり、今後の活動や運営に大きく影響を及ぼすこととなるため、理事者側に地域の意向を十分把握し、史跡宮滝遺跡の利活用も含め、改めて最適な方法を検討するように求め、本要望については、継続して審議することと致しました。 次に、昨年度から事業実施している「奈良県との包括協定の進捗状況につい

て」、3月定例会以降の進捗状況と今後の予定について報告を受けました。地元との協議の結果を踏まえて、吉野山地区まちづくり基本構想（案）を3月末に策定し、奈良県との協議を行った結果、地域の宝であり、シンボリック的な要素である「世界遺産」を重視し、まちづくりのコンセプトである「信仰のまち吉野山、桜と歴史と世界遺産とともに歩み育む」にサブコンセプトとして「吉野山のかけがえのない歴史・文化財・自然環境の保全・活用による魅力向上」を加え、「観光」、「交通」、「住環境」の三つの分野の方針に関する取組についても、世界遺産の活用だけでなく「保全・維持」の取組に関する項目を追加するとの報告を受けました。また、今後はこの基本構想（案）により、6月末には県との基本協定の締結を行い、以降は基本構想の取組内容の具体化をするための基本計画の策定に取り掛かるとの報告を受けました。

次に、地域公共交通について、運行委託事業者廃業に伴うスマイルバス等の運行について本年1月からの経緯と現状等について報告を受けました。

以上が当委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申し出いたしまして、総務委員会委員長報告を終わります。

山本議長

続いて、産業建設委員会 中井 章太委員長にお願いします。

中井産業
建設委員
会委員長

産業建設委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託された議案等はございましたが、調査、審議の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。
当委員会は、6月7日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「さくら広域環境衛生組合の動向及び今後の廃棄物（ごみ）処理の方策について」、理事者側の報告に先立ち、本町議会よりさくら広域環境衛

生組合議会議員に選出している西澤議員より、6月4日に開会された組合臨時会の報告を受けました。

内容としましては、議事及び議案内容に加え本町のさくら広域環境衛生組合からの脱退について、現時点での手続きでは令和3年1月31日の脱退日となるが本町及び6町村は既に再スタートし新たな廃棄物処理の方策を検討しており、本町を含む全ての町村の財政的な負担の軽減のため本町の早期脱退への手続き変更を要請し組合に了承いただいたとの報告を受けました。続いて、理事者側より組合臨時会に関する補足報告があり、今後は、予告脱退から通常脱退への本格的な協議が開始され周辺整備基金に関する財産処分の協議等が始まることとなるとの報告を受けました。

続いて、今後の廃棄物（ごみ）処理の方策について、処理方法の検討案の一つとして視察した、ごみを発酵・乾燥させて固形燃料の原料としてリサイクルできる「トンネルコンポスト方式」の処理について報告を受けました。今後は、この方式導入における課題を精査すると共にこの方式以外の処理方法についても引き続き検討を行い、8月には一定の方針案を示していただけるとの報告を受けました。

次に、町有地の利活用と企業誘致の一環である「左曽地内の太陽光発電所建設工事の進捗状況について」、既に、太陽光発電所建設に伴う造成工事は、法面・排水路工事を残し98パーセントの造成工事が終了し、7月末で工事完成予定であり、太陽光パネル設置においては45パーセント程度完了しており、本年11月には完了しその後、検査・試験運転を行い、来年4月から売電開始を目指しているとの報告を受けました。

次に、新たな「吉野山観光周遊システム」の構築・推進事業（二次交通構築）について、これまでの経緯、並びに「移動手段」、「公園施設の管理・運営方法」の検討、「環境調査計画の（案）の立案」、「県や関係省庁等の関係機関との協議」など、今後の業務工程についての報告を受けました。

当委員会としましては、いずれにしても全体事業費はかなり高額となることが想定されるので、イニシャルとランニングのコストを精査すること

はもちろんであるが、クラウドファンディングのような資金調達方法や事業主体をどのような形で展開するのかを含め十分精査し事業計画の策定に努めていただくよう求めました。

次に、「森林セラピーの現在の状況と今後について」、「吉野山交通環境対策協議会の運営状況」、「世界遺産と文化財の活用事業について」、報告を受けました。

次に、農産物ブランド化について、農産物のブランド化を図る吉野町固定種野菜プロジェクトについての「事業概要」と「事業目的」及び「事業内容」、並びに「本年度の事業スケジュール」について説明及び報告を受けました。

次に、吉野三町村雇用創造協議会の実績報告について、厚生労働省の補助事業で全額補助金の事業採択を受け、吉野三町村雇用創造協議会を設立し平成 28 年度から 3 ケ年度で実施した、実践型地域雇用創造事業についての事業実績及び決算について報告を受けました。以上が当委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

山本議長

続いて、文教厚生委員会 薮坂 眞佐委員長にお願いします。

薮坂 文教
厚生委員
会委員長

文教厚生委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、文教厚生委員会に付託を受けました議案の審議、並びに結果等につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、6 月 6 日、午前 11 時 20 分から理事者に出席を求め、開催いたしました。まず、「議第 24 号 吉野町子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて」は、奈良県の福祉医療費助成制度の改正に伴い、「吉野町子ども医療費助成条例」、「吉野町心身障害者医療費助成条例」、「吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例」の 3 条例の改正であり、改正内容と

しては対象者である「未就学児」に対する医療費助成が県内での受診に限り、従来のやり方から変わりました。いままでは、受診者が「一部負担金の全額」を窓口で支払い、後日、市町村から受診者に「助成金」を給付する「自動償還払い方式」でしたが、8月1日より、受診者が医療機関等の窓口で、資格証を提示するだけで、保険対象の医療費について自己負担分を支払う必要のない「現物給付方式」に変更するための3条例改正であるとの説明を受けました。対象者には7月中旬から資格証が発送されるとのことで本案を承認いたしました。

次に、「議第25号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正することについて」は、災害弔慰金の支給等の関係法令の改正により、1. 災害援護資金の貸付利率（現行3パーセント）について市町村が独自に条例で設定が可能となったこと、2. 貸付条件の一つである保証人を立てなければならないとしている条件を、市町村の政策判断とされたこと、また、借受人の償還を容易とするため償還方法が拡充されるとの説明を受けました。そうした中で、吉野町としては、被災者支援の充実の観点から、1. 災害援護資金の貸付利率は、無利子にする。2. 貸付時の保証人は、不要で貸付が受けられるようにする。3. 被災者が選択できる償還方法を拡充するという方法に変更するための条例改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「老人福祉センター（中荘温泉）の運営及び利用状況について」、リニューアルオープン後の4月の「温泉利用者数」、「温泉等利用収入」、「中荘温泉クラブの活動状況」、「レストランの運営及び利用状況」について報告があり、今後も、指定管理者である社会福祉協議会と町役場担当課が定例会等の定期的な協議を重ねながら、基本方針である、高齢者の社会参加支援、介護予防、認知症予防・健康づくり支援、また、多世代、町内外の人々との交流の場となるよう本施設の活用を行っていくとの報告を受けました。当委員会としては、老人福祉センターの設置目的である「高齢者の健康保持と教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営んで頂くための施設」としての

運営を基本に据えながら、町内外の利用者の満足度向上を図るため、指定管理者である社会福祉協議会に議会の意見を伝え、より利用者の視点にたったの運営をしていただくよう求めました。

次に、高齢者が気軽に買い物や娯楽等に外出することで、地域での孤立や引きこもりの防止、認知症予防等健康寿命延伸につながることを目的に、75歳以上の方へタクシー利用券を交付する「高齢者外出支援事業」の拡充について説明がありました。平成30年度の「地区別の利用状況」、「タクシー券使用実績」及び「使用の帰着場所別の利用回数」等について報告を受け、今後の事業展開については、より使い勝手の良いシステムとするため、7月1日より一乗車のチケット使用を2枚に引き上げ、加えて高齢者同士の交流の機会等になるよう誘い合っでの買い物や時間を合わせての病院通院にも使用できるよう、乗り合いの場合は、乗車人数かける2枚の使用ができるよう変更していきたいとの説明を受けました。

全国的に過疎地域においては、交通事業者の不採算路線からの撤退による地域公共交通ネットワークの減少や運行回数などのサービス水準の大幅な低下が進行するとともに、地域公共交通を担う民間事業の経営悪化が進行しており、本町も本年1月にタクシー事業者が廃業されました。また、高齢者ドライバーの免許証自主返納が増えてきている今日、町民の移動手段のさらなる悪化が懸念されているところであります。

本委員会としては、地域公共交通の充実と並行し、高齢者外出支援の検討が急務であると考えます。高齢者の引きこもり予防また外出支援の充実を図るためにも住民主体の移動手段の構築についてさらなる検討をしていただくよう申し出たところであります。

次に、「小中一貫教育に向けての進捗状況について」、義務教育課程のこどもたちを育むための小中一貫教育校の施設整備に向けた基本計画（案）の説明がありました。基本構想においては、小学校と中学校が一体となった施設一体型の小中一貫教育校を令和4年4月に現吉野中学校の敷地に創設する旨の報告を受けました。

また、施設整備方針としては、文部科学省の「学校施設整備方針」を踏

まえるとともに、「吉野町小中一貫教育基本方針」に掲げた本町の小中一貫教育を実現に導く、最善の教育環境づくりを実践するための9項目の整備方針について報告を受けました。

次に、「吉野町の桜をつながりとした『こども交流事業』について」、吉野町からの移住した先人の北海道富良野市開拓の歴史に繋がる友好交流を図り、ふるさとを見つめる取組を進めるため、富良野市との小学生の交流活動、吉野の桜植樹をつながりとした、ベトナム国フートー省ベッチ市のヴァンラン中学校の生徒との現地交流を通じて、異なる価値観や歴史、文化などを深く理解し尊重する共生力を養い、グローバルな人材育成に努めるための中学生の交流活動について、報告を受けました。

以上が当委員会におきます調査、審議の結果であります。

また、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申し出いたしまして、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

山本議長

続いて、予算決算特別委員会 野木 康司委員長にお願いいたします。

野木 予算
決算特別
委員会委
員長

予算決算特別委員会委員長報告を行います。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審議並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、6月10日、午前10時から、理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第27号 令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第1号について」は、 先ず、補正予算の概要として、補正規模 3,605万2千円の増額で、予算総額を59億6,905万2千円とするものであり、地方債においては、公共交通活性化対策を目的とする起債の限度額を4,110万円から690万円増額し4,800万円に変更するものであるとの説明がありました。

次に、歳入の補正は、「地方創生推進交付金 187万円」、「移住・定住・交流の促進のための地域活性化センター補助金 199万円」、「地域公共交通活性化事業分

の過疎対策事業債 690 万円」、「保険料 297 万円」、並びに各事業の財源としての「繰越金 2,232 万 2 千円」の増額であり、歳出の補正は、「首都圏在住で地方に関心の高い、情報発信のためのライターやウェブデザイナー、カメラマンなどの特定の企業や団体、組織に専属せず、自らの技能を提供している個人事業主、いわゆるフリーランスの方に吉野町に短期滞在していただくことにより、関係人口の創出と移住促進を図る、住んで「よしの」事業 199 万円」、「誰もが個人の能力、スキルなどを活用して社会参画できる仕組みとして全国的に普及し始めているシェアリングエコノミーを活用し、地域住民の活躍機会を創出するとともに、生活サービス不足や労働力不足の地域課題解決を目指し、新たな住民相互の助け合いの仕組みを構築するシェアリングエコノミー推進事業 374 万円」、「運行委託事業者廃業に伴う、スマイルバス及び通学バスの新たな運行委託契約における増額分等として、地域公共交通活性化事業 699 万 7 千円、通学バス運行事業 225 万 7 千円」、「さくら広域環境衛生組合への組合運営費及び事務費負担金 1,155 万 9 千円」、「中央公民館大ホール舞台修繕のための工事請負費 297 万円」、「職員の昇格、昇任及び 4 月 1 日付の人事異動に伴う職員給与費 653 万 9 千円」の増額、との説明があり、審議を致しました。

当委員会としては、シェアリングエコノミー推進事業の実施において、提供するサービス内容については、地域の特性も考慮し、顔の見える関係づくりも視野に入れた仕組みを検討すること。また、サービス依頼者とサービス提供者のマッチングについては、町民が安心して利用できるように一層の努力を求めたところであります。

次に、「議第 28 号 令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、「4 月 1 日付の人事異動に伴う職員給与費 89 万円」の増額、との説明があり、審議を致しました。

以上、当委員会に付託されました、議案等の審議結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

山本議長

上程議案の採決に入ります。

日程２ 議第 24 号「吉野町子ども医療費助成条例等の一部を改正することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程３ 議第 25 号「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程４ 議第 26 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程５ 議第 27 号「令和元年度吉野町一般会計補正予算(案)第 1 号について」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

お諮りします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第28号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第1号について」意見を求めます。

（「意見なし」の声あり）

お諮りします。本案を可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案を可決することに決しました。

日程7 「要望等について」

総務委員会に付託いたしました中荘地区自治協議会 会長 竹田哲三氏より提出されております「中荘地区自治協議会の拠点となる施設の整備についての要望書」につきまして、意見を求めます。

お諮りします。本要望を先ほどの委員長報告のとおり継続審査することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本要望は委員長報告のとおり、継続審査とすることに決しました。

追加議案が出ております。

日程8 同第3号「吉野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（事務局朗読）

説明を求めます。北岡町長。

北岡町長

高野 純氏のご紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

高野 純氏は経歴にもありますように、昭和49年4月になら県庁に奉職され平成23年3月に退職されるまでの期間、桜井浄水場長など数多くの要職を歴任

され平成 22 年 10 月には厚生労働大臣賞章も受けておられます。また、退職後は平成 28 年から平成 29 年の 2 年にわたり飯貝区長並びに吉野町区長連合会理事を務められ町政地域活動のため日々ご尽力いただいております。これまでの多方面にわたる知識と経験を活かし委員として活躍いただけると確信しております。どうぞよろしくお願いいたします。

山本議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

お諮りします。本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件を同意することに決しました。

日程 9 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審議の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審議とすることに決しました。

日程 10 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規程により、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたすことに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

お諮りします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これ

に異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。北岡町長。

北岡町長

閉会にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

まずは、私どもから本定例会に上程しました議案すべてご承認いただきましてまことにありがとうございました。

令和元年度も滑り出しよく事業が進んでいるところでございます。どうか皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきましてこの事業が進みますことを改めてお願い申し上げます。ありがとうございました。

山本議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。これをもちまして令和元年第2回吉野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2 時 4 0 分 閉会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

吉 野 町 議 会

議 長

署名議員 4 番

署名議員 5 番

